

平成21年第8回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成21年12月11日（金曜日）

○議事日程

平成21年12月11日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村	学 君	2 番	斉 藤	旭 君
3 番	山 田	耕 治 君	4 番	河 杉	憲 二 君
5 番	山 根	祐 二 君	6 番	土 井	章 君
7 番	安 藤	二 郎 君	8 番	大 田	雄 二 郎 君
9 番	木 村	一 彦 君	10 番	横 田	和 雄 君
11 番	田 中	敏 靖 君	12 番	山 本	久 江 君
13 番	田 中	健 次 君	14 番	佐 鹿	博 敏 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	高 砂	朋 子 君
17 番	今 津	誠 一 君	18 番	青 木	明 夫 君
19 番	重 川	恭 年 君	20 番	伊 藤	央 君
21 番	原 田	洋 介 君	22 番	三 原	昭 治 君
23 番	藤 本	和 久 君	24 番	久 保	玄 爾 君
25 番	山 下	和 明 君	26 番	中 司	実 君
27 番	行 重	延 昭 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	松吉栄君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	岡本幸生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。25番、山下議員、26番、中司議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、6番、土井議員。

〔6番 土井章君 登壇〕

○6番（土井章君） おはようございます。明政会の土井章でございます。質問通告に従い質問いたしますが、一言お断りしておきたいと思っております。

ことしの初め、議会内に議会改革推進協議会が設置され、種々検討がなされてまいりました。この中で、常任委員会では特別の場合を除き、付議案件以外は質問できないことと

なっている慣例の廃止について、一部議員の賛成が得られず、実施が見送られました。このため、私は委員会で質問しようと考えていた案件もこの本会議でせねばならなくなり、質問項目が多岐にわたることをお断りをして、質問に入らせていただきます。

1 番。まず、市主催による戦没者慰霊祭の実施についてであります。

さきの大戦で戦死された軍人軍属は約 2 3 0 万人、空襲や原爆等で亡くなられた一般市民は約 8 0 万人と言われております。私たちは、あのような悲惨な戦争を二度と経験することのない恒久平和を希求すると同時に、今日の我が国の繁栄が戦没者の礎の上にあることを忘れてはなりません。

このため、昭和 3 8 年から毎年、終戦記念日の 8 月 1 5 日には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、政府主催のもと、全国戦没者追悼式が挙行されておりますが、加えて、昭和 5 7 年 4 月には、8 月 1 5 日を戦没者を追悼し平和を祈念する日と閣議決定がなされ、今日に至っております。

また、この日は国民挙げて戦没者を追悼するため、全国の官公庁は国旗を半旗にし、正午にサイレンを吹鳴すると同時に、職員は 1 分間の黙祷を行うとともに、企業や各種団体等にもこの趣旨に沿った措置を要請してきております。

一方、本市においては、護国神社奉賛会の主催で毎年 5 月、本市関係の戦没者を慰霊する慰霊祭が挙行されております。この奉賛会とは、自治会連合会や市連合遺族会が主要メンバーの団体でございまして、また、招魂祭の主要財源は、自治会加入の 1 世帯当たり 1 0 0 円の拠出寄附金で賄われております。

しかし、自治会加入率の低下や遺族会会員の死亡による会員減や高齢化に加え、自治会の中には、本来慰霊祭は奉賛会という任意団体の善意でやるべきなのかどうかという疑問もあり、寄附金も徐々に下がってきているのが現状でございます。

戦没者は、祖国のために犠牲になられたのであり、県内においては、約半数の市が市主催となり、無宗教、献花方式の追悼式を行っていることから、本市でも市主催の追悼式に移行すべきとの質問が過去幾度かなされ、その都度、市の答弁は「関係団体と協議する」でございました。そこで、奉賛会等との協議の結果はどうであったのか。市主催の追悼式をやる気があるのかないのか、見解を伺います。

2 番目、1 4 名の犠牲者を出す等、甚大な被害を受けた 7 月 2 1 日の豪雨災害からはや 4 カ月が過ぎました。異常気象状態の中、そして、花崗岩質の山が多い当市では来年も同様の災害が起きない保証は全くありません。これが対策には、まず、早期に現在の防災体制の不備な点、問題点等を徹底的に検証し、来年度予算に反映させる必要がございます。

そこで、今日までに明白になった重大な不備な点、問題点は何か。また、今議会に、検

証委員会開催のための経費が計上されておりますが、議会としては、検証委員に防府市の地形等をよく知る専門家や被災地域の住民を交えて検証するよう決議もいたしておりますが、委員の顔ぶれはどのように考えておられるのか。また、検証委員会のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3点目、大平山農道の災害復旧につきましては、いまだ通行不能でございまして、市民への周知もほとんどなされておられません。国の災害査定を受けて、今後本格的な復旧工事が行われるわけですが、道路については、公共性が高いことから、通常応急復旧が実施されますが、この道路は、なされていないのかどうか。また、いつになったら通行可能となるのか、お伺いをいたします。

4点目、今議会に自然災害により災害を受けた墓地を返還したとき等の使用料の還付について規定するため、墓地管理条例改正案が上程をされております。このことは、大変結構なことですが、類似施設の墓園管理条例には、この規定がなく、第13条に「市長が特別の理由があると認められるときは、この限りではない」の規定があるのみとなっております。還付するしないは、時の市長の判断にゆだねられるわけですが、墓地条例同様、機械的に適応できるよう墓園条例も改正すべきと考えますが、見解を伺います。

5点目、9月議会で自治基本条例の修正案が可決成立いたしました。市の最高規範ということで、施行まで6カ月の周知期間が設けられましたが、その後、さしたる広報もされていないことから、この質問通告を11月26日に行いましたら、非常にタイミングよく翌日の市ホームページに掲載をされました。大変、喜ばしいことですが、今後も種々の手段で積極的に広報を行うべきと考えますが、執行部の考えをお伺いします。

6点目、行政委員の報酬について質問します。

1月22日、大津地方裁判所は、選挙管理、労働、収用各委員の報酬月額が勤務実態に即していないとして、滋賀県に対して報酬の支出差しどめを命じ、現在、大阪高裁で控訴審審理が行われております。

本市におきましても、教育、監査、選挙、公平、農業の各行政委員は、条例で月額報酬が定められておりますが、報酬月額と勤務実態の状況はどのようになっているのか。また、全国的には是正の動きがある中で、勤務実態に即して日額を含む適正額に変更する考えはないか、あわせてお伺いをいたします。

7点目、次に、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、市長は、6月議会で住基カードの無料発行を表明し、7月より実施されております。また、大平山の索道でも種々割引制度が設けられております。

私は、このような恒常的な制度設定につきましては、議会に諮り、条例に定めるべきであると考えておりますが、条例には何の記述もございません。そこで、住民基本カードの無料発行は、何に依拠しているのか。索道については、何に依拠し、どのような割引制度を設けているのか、質問をいたします。

次に、政治活動用の立て看板、立て札の適正化について質問します。

街なかには、国、県、市、各レベルの政治活動用の看板、立て札があり、有効期限切れのものも多数見受けられます。期限切れ看板の放置は、市政がだらしく見えますし、公選法違反でもあり、罰則規定もございます。そこで、ことしは、証票の更新期でもあり、これを機に、公正を旨とする選管として適正化を強力に指導すべきではないか、見解をお伺いをいたします。

9点目、最後に、市長の任期は、来年6月20日でありまして、4選に向けて態度表明がなきまま通年予算を組むことの是非について質問をする予定でございましたが、同僚議員から同様の質問があり、多分、同様の答弁がなされるであろうということが予想されるため、この点についての質問はやめますが、一昨日の伊藤議員の質問に対し、市長は予算編成に当たっては、自治法の規定にあるように、総計予算主義の原則にのっとり、例年どおり通年予算の編成を指示したと、通年予算編成の根拠イコール自治法の定める総計予算主義のごとき答弁をされました。しかし、総計予算主義とは、収入と支出を差し引きして計上することを禁じているのでありまして、通年予算を組めと言っているではありません。

この見地からすると、さきの答弁は、答弁になっていないのでございます。もしこのことを知って答弁されたとしたら、議会を愚弄していると言わざるを得ませんし、また、副市長以下、全員が知らなかったとしたら、大変情けない話で、昨日、市長が発言されたような職員の能力低下が危惧されます。

答弁原稿を書いたであろう財政当局に答弁書の経緯をお伺いをします。また、予算要求基準に、義務的経費については、前年度当初予算の範囲内とすることとございます。しかし、一般的に義務的経費は、年間所要額を見積もるのが、常道でございます。義務的経費を積み残したのでは、通年予算の性格からも疑問が残りますが、前年度当初予算の範囲内とした理由、あるいは背景は何なのか、あわせて財務部長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、執行部には時間の関係もあり、明瞭かつ簡素、簡潔な答弁をお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

6番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず、市主催による慰霊祭の実施についての御質問にお答えいたします。

まず、関係団体との協議についてでございますが、昨年8月に防府市連合遺族会と協議をいたしまして、御意向をお伺いいたしたところでございます。また、県内13市で市主催の慰霊追悼式を毎年行っている市が7市ございますので、本年10月及び11月には、市主催で実施された4市を職員が視察いたしたところでございます。他の3市につきましては、現時点では視察できていませんが、視察した4市とも無宗教、献花方式等で追悼式を挙行されておりました。

今後、その状況等を踏まえ、これまで長きにわたり招魂祭を主催しておられます防府市護国神社奉賛会ほか関係諸団体の皆様とも協議を行い、理解と協力が得られれば、多くの方々に参加していただけるような無宗教、献花方式での市主催による慰霊祭を検討してまいりたいと存じます。

続いて、自治基本条例の市民への周知についての御質問でございます。

御承知のとおり、この条例は、本年6月議会に議案を上程いたしましたが、条文等の検討が必要とのことで、継続審査となりまして、修正案が9月議会において可決、成立し、来年4月1日からの施行となっております。

御質問の市民への周知活動につきまして、この条例の制定の趣旨からも、広く市民の皆様への周知を図っていくことが大変重要であると考えておりまして、来年4月1日の施行日に向け、現在、広報紙を中心に計画的に取り組んでおります。

具体的には、まず、市広報の11月15日号において、条例の制定についてお知らせしたところでございますが、このたびの12月15日号では、自治基本条例についての一般的な説明とその必要性について掲載しております。今後、定期的に掲載し、本市の自治基本条例についての内容や制定に至るまでの経緯などについてお知らせしてまいります。

次に、市のホームページについてでございますが、これまで市民参画懇話会の協議内容や会議録等を詳しく掲載してきておりますように、この自治基本条例につきましても、条文のほか、制定までの経緯や資料もあわせて11月に掲載いたしております。

そのほか市民の皆様への周知活動といたしましては、この条例案を上程しました6月に

は、牟礼地区と佐波地区の公民館での出前講座を実施し、11月にはコミュニティFMに出演し、周知活動を行っているところでございます。

また、市民の皆様には本市の自治基本条例について御理解していただくため、この条例の内容をわかりやすく解説した逐条解説を今年度中に作成し、市のホームページに掲載することとしております。

さらに、新年度においては、先ほどの逐条解説を冊子にした「逐条解説書」と啓発用にわかりやすくまとめた「概要版」を作成し、今年度と同様に地域に出向き、出前講座や公民館の各教室などにおいて市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、この自治基本条例は、自分たちのまち防府市の自治の確立のために、市民等、市議会、そして、行政のそれぞれが自治の担い手としての役割を再認識していただくものでございますので、今後とも多くの市民の皆様への周知に努め、参画と協働による市政を推進してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、それぞれの担当部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員、項目で、番号で申し上げます。1番と5番についての再質問をお願いします。

○6番（土井 章君） それでは、再質問をさせていただきますが、まず、市主催の戦没者の追悼式についてです。過去何度か五、六人の議員の方が質問をされ、答弁は今回と全く同じ関係団体等、奉賛会等々の関係団体と協議をし、御理解が得られればということでございますが、最初の質問で申し上げましたとおり、昨年度の自治会等からの寄附金、これ、実態は賦課金のようなものでございますが、奉賛会の予算433万7,000円に對しまして、決算は347万8,000円でございます。また、支出の面では、しっかり公会堂の使用料を払わされておるようでございます。予算に対する収納率は80%、市の全世帯数約5万3,000世帯の約65%の賛同という計算になります。

自治会の数の面から見ましても、276自治会のうち23自治会が支払いの拒否をしております。また、この減少傾向は、毎年続いており、去年、ことしあたりの招魂祭も、トータル的には繰越金を少しずつ食いつぶしているのが実態でございます。

一方、遺族会のほうも、平成18年度と平成21年度を比較いたしますと、父、母、妻であるA会員が174名から118名、子ども、兄弟、姉妹であるB会員が778名から706名と、減少をしております。特に、A会員の減少が著しく、将来に不安をお持ちでございます。

先行き全く心細い限りでございますが、私が主張をしたいのは、一部の市民の善意に甘えていい問題かということでございます。今を生きる我々防府市民が、お国のために

身をささげられた、ふるさとゆかりの戦没者を心から追悼するとともに、御苦勞を重ねられた御遺族に御慰勞の念をあらわすには、やはり市主催で追悼式を行うべきであると考えます。

この観点から、今、関係団体と云々ということですが、そうではなく、ぜひ市主催で平成22年度からやっていただくよう改めて質問をしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど市長が申し上げましたように、連合遺族会の御意向は伺いまして、連合遺族会の方々も会員数が年々減少しておるので、慰霊祭が実施できなくなれば、市にお願いしたいというお話でございました。

いわゆるほかの団体と一生懸命しておられましたので、すぐ市がやりますからもう結構ですとはなかなか言いづらいところがございますので、意を尽くして協議させていただきまして、それで、御賛同を得られましたら、市のほうで主催をしていくというふうを考えております。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） 私が申し上げているのは、遺族会というか、奉賛会の了解が得られればって、奉賛会は、どういう立場でそういうことをしておられるのか知りませんが、よく市の考えがわかりました。ここで言いつ放しになるかもしれませんが、私は先ほど申し上げましたように、一市民として、ぜひ市主催でやれば、市民全員が御慰勞あるいは弔意をあらわすということになるという観点から、ぜひ市主催でやってほしいということを申し上げましたが、答弁としては、市民として戦没者に申しわけない気持ちでいっぱいでございます。市主催の追悼式を行うべきであるという立場から、私の所属自治会は、寄附金を拒否することを表明して、この項の質問を終わります。

次に、自治基本条例でございますが、先ほど市長さんからも御説明をいただきました。大変、結構なことで、ぜひPRを続けていただきたいというふうに思いますが、ここで一つだけちょっと提案をさせていただきますと、市のホームページでは、新着情報と市の、左側に、条例の下に自治基本条例が書いてあります。これでは、市民に見にくい。新着情報は、もう一覧表からは消えておるわけでございます。市民に見つけやすいお知らせ欄や、あるいは右側の特集欄で扱うべきではないか。そして、この中にはフォーラムの記事や修正前の原案に対するパブリックコメント等の掲載がしてありますが、もうこれは修正案が通った段階では、用をなさないというふうに思いますので、こういうような不要のものは削除すべきではないかというふうに考えますが、ちょっとこの点だけ意見をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 御意見として真摯に受けとめまして、修正すべきところは修正いたしまして、トップに持ってこられるかどうかも含めて前向きに検討したいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 質問事項が多うございます。2、3、4、6、7、8、関係部局、順に答弁をお願いいたします。総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） それでは、次に豪雨災害の検証についてのお答えをいたします。

10月1日、新たに発足いたしました防災危機管理課では、現在、このたびの豪雨災害を検証するため、災害対策本部の運営体制、情報の収集・伝達体制、避難勧告、マスコミに対する広報対応、避難所の運営体制、ボランティアの運営体制等、災害時に直接携わった職員から提出されました問題点や課題等を項目ごとに、今、整理をいたしております。また、市民の皆様からの通報内容や災害情報等の一連の気象情報等に関する資料等を取りまとめている状況でございます。

こうした取りまとめ作業を行い、今後、学識経験者や被災された地区の代表者、各行政関係者等で構成する、仮称ではございますが、防府市豪雨災害検証委員会を年内に立ち上げることといたしており、さまざまな問題や課題について検討をしたいというふうに考えております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本年度、それから、新年度にまたがると思いますが、回数的には5回程度開催をいたしまして、できるだけ早い時期に検証結果を取りまとめ、公表したいというふうに考えております。御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） ええですか。産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 私からは、大平山農道の復旧状況についてで答弁させていただきます。続きまして、大平山農道の復旧状況についての御質問にお答えいたします。

大平山農道につきましては、7月21日の豪雨による土石流等により、14カ所にわたり被害を受けたところでございます。このうち道路上の落石、土砂等につきましては、応急復旧により除去を行いました。現在でも、道路のり面の崩壊や路面の陥没等、危険な箇所も多数あり、農道の管理者として、一般の方に安全に通行いただける状況ではございません。

このため全面通行どめとしておりますが、山頂通信施設の維持管理や牧場での牛の飼育

等、やむを得ず通行しなければならないごく少数の関係者には、十分な注意の上、利用していただいている状況でございます。

補助を受けての災害復旧に関しましては、議員御承知のことと存じますが、被災直後の応急対応に始まり、現地調査、査定設計書の提出、査定、事業費の決定通知等の各手続を経て工事発注となるわけでございます。今現在まだ決定通知もいただいておりませんが、補正予算を計上いたしまして、事業実施に向け準備を進めているところでございます。今後、できるだけ早期に工事に着手し、通行できるようにしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、項目4番、生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 墓地条例と墓園条例の整合性についてお答えします。

このたびの災害に伴う墓地の返還による使用料の還付に関して、墓園条例はなぜ改正しないかということでございますけれども、墓園条例におきましては、還付につきまして、既に議会の御承認をいただいて、市長に包括的に委任をいただいておりますので、条例の改正はいたしておりません。しかし、墓地条例におきましては、還付につきまして、議会の御承認をいただいておらず、条例上に具体的なケースが規定されているため、今回のケースでは条例改正をお願いしたものでございます。

なお、今後、不測の事態に対応する必要がある場合のための委任規定も第3号でお願いいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 次に、項目6番、総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） それでは、続きまして、各種行政委員の適正報酬についての御質問にお答えをいたします。

本市では各種行政委員につきましては、地方自治法の第180条の5の定めにより、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の6委員会、52名の方を任命をいたしております。

これらの行政委員は、いずれも公正ですぐれた識見を有する方と、既に選任をされた非常勤の地方公務員であり、市長部局から独立した行政委員会において御活躍をいただいているところでございます。

お尋ねの勤務実態についてでございますが、平成19年4月から本年11月までの会議への1月当たりの平均出席日数を調べましたところ、教育委員会委員につきましては平均で1.4日、監査委員につきましては平均3.1日、選挙管理委員会委員につきましては平均1.9日、公平委員会委員につきましては平均0.9日、最後に農業委員会委員につ

きましては平均1.4日というふうになっております。なお、固定資産評価審査委員会委員につきましては、日額報酬となっておりますので、出務日数に応じて報酬を支給いたしておるところでございます。

なお、これらの日数はあくまで会議への平均出席日数でありまして、例えば、教育委員会委員が授業を見学の上、有効な教育施策を研究する場合や、農業委員会委員が農地転用許可及び届け出を受け、現場で調査確認、あるいは相談対応する場合など、勤務実態としてカウントすることが困難な活動なども多々ありますことは御理解いただきたいというふうに考えております。

次に、勤務実態に照らし、報酬は適正かという御質問でございますが、これらの行政委員の方々には、御存じのとおり、地方自治法203条の2によりまして、報酬を支給するということになっております。その具体的な支給額及び支給方法については、防府市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定めておるところでございます。

このうち、支給額につきましては、いずれの行政委員とも県内13市及び全国の類似団体である37市の中で比較しても、おおむね平均でございます。適正な水準に位置しているというふうに考えておるところでございます。

支給方法につきましては、山口県及び県内各市と同様に固定資産評価審査委員会委員は日額、それ以外の委員につきましては月額と定めているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、経費削減を視野に入れながら、勤務日数に応じた報酬の支払い方法、すなわち日額報酬に切りかえるべきではないかとの議論も昨今進められており、他県ではこれを争った裁判も現在控訴中であります。

こうした動きを受けて、山口県をはじめとする幾つかの府県でも見直しに向けた検討を始めたというふうに聞いております。また、本市の類似団体の中でも1市が選挙管理委員会委員を、17市においては、公平委員会委員をそれぞれ日額制とするなど、対応が進められておるといふふうに聞いております。

本市では、これから県あるいは他市の対応や控訴審の動きを注視しながら、まずは、来年の1月あるいは2月に予定をいたしておりますが、防府市特別職報酬等審議会におきまして、民間委員の皆様にご客観的な立場から御意見をいただき、検討を始めてまいりたいというふうに考えております。

なお、御存じかと思いますが、公平委員会委員につきましては、山口県市長会内に共同事務処理を実施いたします山口県市町統合事務組合が設立をされておりますので、他市と歩調を合わせながら、これへの加入について、報酬の日額制への移行とあわせて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 次、項目7番、生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 私からは、高齢者の運転免許証返納に伴う住民基本台帳カードの無料発行についてお答えいたします。

昨年来、山口県警察本部では、高齢ドライバーによる交通事故防止対策の一環として、65歳以上の高齢者を対象に、自動車運転免許証の自主返納を呼びかけております。御承知のとおり、運転免許証は、金融機関や公共機関において、身分を証明する公的な書類となることから、運転免許証をお持ちの方々のお気持ちとしては、自主返納については、慎重になる傾向がおりるようでございます。

本市では、防府警察署から高齢ドライバーの運転免許証の自主返納促進について熱心な御相談を受け、幾つかの取り組みの一つとして、住民基本台帳カードを運転免許証の返納時に、当初の1回に限り無料で交付することといたしました。このことにより、住民基本台帳カードが運転免許証と同様に、公的な身分証明書として御使用いただけることとなり、大変喜ばれていると承知いたしているところでございます。

また、この取り組みは、自主返納促進による高齢ドライバーの交通事故防止を目的としており、公益性は大きいと判断しております。市といたしましては、高齢ドライバーの交通事故防止のため、今後も引き続き高齢ドライバーの運転免許証の自主返納の促進に協力してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 続きまして、大平山ロープウェイの割引制度についての御質問にお答えをいたします。

ロープウェイの割引制度につきましては、ロープウェイの利用促進を図る目的で幾つかの割引制度を導入しております。減免の内容につきましては、本年3月の条例制定をお願いした際に御説明申し上げましたとおり、条例制定前の「防府市大平山索道の運賃等に関する規則」において実施しておりました減免の内容をそのまま実施しているものでございます。

割引制度の根拠でございますが、本年3月に制定いたしました「防府市大平山索道設置及び管理条例」第9条に、「公益上その他特別の理由があると認めるときは、運賃の全部又は一部を減免することができる」としており、この運賃の減免規定に基づき、「防府市大平山索道設置及び管理条例施行規則」の第5条に免除の規定を、第6条に減額の規定を定めております。

まず、免除できるものとして、第5条第1項第1号から第10号までに定めております。

第1号は、NHKの職員などが業務のために乗車する場合など、第2号から第4号は市議会議員や市職員などが公務で乗車する場合、第5号は、1歳未満の子どもが保護者同伴で乗車するとき、第6号は、「市内の子どもが保護者の同伴で乗車するとき」、第7号は、「市内に居住する心身障害者（児）が乗車するとき」、第8号は、「市内に居住する70歳以上の者が乗車するとき」、第9号は、「市外に居住する小学校就学前の幼児が保護者同伴で乗車するとき」、これは保護者1人につき1人ということです。そして、第10号で、「その他市長が特別の事情があると認める者が乗車するとき」と定めております。

次に、減額できるものとして、第6条第1項第1号から第3号までに定めております。

第1号の「市の旅客誘致の事業により乗車するとき」を適用しているものは、夜間納涼運転及び観月会時の割引でございます。

次に、第2号の「心身障害者（児）（市内の心身障害者（児）を除く）その他、市長が特別に事情があると認める者が乗車するとき」を適用しているのは、市外居住の心身障害者（児）が乗車する場合の割引でございます。

次に、第3号の「その他市長が特に認めるとき」を適用していますものは、「家庭の日割引」「観光協会会員の割引」「徳山動物園との相互割引」「やまぐちフラワーランドとの相互割引」でございます。

これらの割引制度の実施などにより、本年度は昨年度と比較して、11月末時点で利用者数が約3割程度増加するなど、成果があらわれているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 次に、項目8番について、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） 政治活動等立て札、看板の適正化についての御質問にお答えいたします。

政治活動用の立て札、看板には、市の選挙管理委員会が交付します証票を張らなければならないことになっています。この証票でございますが、候補者等用、後援団体用、それぞれ総数6枚の範囲内で交付しておりますが、証票交付申請書が提出されましたとき、住宅地図等で設置場所を確認しております。もし証票の有効期限が過ぎた立て札、看板についての通報がありました場合は、個別に現地調査を実施し、設置者に連絡をして指導を行っております。

この証票は、本年12月末で4年間の有効期限が切れますので、現在、皆様には更新の手続きをお願いしているところでございます。

更新時期であります今回、新しい証票の交付申請をしていただきますとともに、今設置

しておられます立て札、看板には、必ず新しい証票を張っていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（吉村 廣樹君） 追加質問で、予算編成におけます総計予算主義に関する答弁書の経緯はということと、事務的経費については、前年度当初予算の範囲内とすることと、その理由はということでございますが、まず、1点目のことに関しましては、自治法の第210条から第222条までが予算に関する規定がなされております。これらの規定は、総計予算主義の原則など、地方公共団体の予算に関する基本的なルールを定めているものであり、その意味からいえば、地方公共団体の予算編成上の最も基本的な指標となる法規でございます。

予算編成に当たりましては、地方自治法の規定など、基本的ルールにのっとり、例年どおり通年予算での編成方針を発表したところでございます。

それから、2点目でございますが、歳入におきましては、御承知のように、リーマンショックに端を発しました未曾有の経済不況によりまして、法人市民税が当初予算と比較して大幅に減額となる見込みであります。新年度も引き続き景気の低迷が予測されて、個人市民税、法人市民税、さらなる減収が懸念されます。また、固定資産税につきましても、地価の下落など、減収要因がたくさんございます。こうしたことから、歳入の根幹をなします大幅な減収が見込まれますので、こうした厳しい財政状況を踏まえて、新年度予算要求基準の義務的経費については、前年度当初予算の範囲内といたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、2番目の災害のことでございますが、検証、そして、来年度当初予算に、急ぐものは反映をさせるべきではないかという質問をいたしました。災害を防ぐことは不可能に近いんですけれども、人命を含む被害を最小限に抑えるためには、不断の対策が必要でございます。なますを吹いて食べるとか、あるいは石橋をたたいて渡るというふうなことわざもございますけれども、そのためにも早急に不備な点等を検証し、そして、防災対策をやるべきであるという観点から質問をいたします。

先日、総務委員会の行政視察で愛知県春日井市と長野県の岡谷市に行ってまいりましたが、そこで、大変いい知恵をいただきました。特に岡谷市は、平成18年に本市と同様の土石流災害の被害に遭った市でありまして、非常に参考になると思います。

まず1点は、これは春日井市ですけれども、新規採用職員を6月ぐらいから1カ月間、消防署に派遣をして研修をさせ、土のうのつくり方などなど、防災や災害対策等を研修をさせておるようでございます。

次からは、岡谷市の例でございますが、各地区担当に学校区でしょうが、ワタリ職員、これは係長以下ですけれども、これを2名を指名いたしまして、警報が出たら、状況に応じて担当地区内に配置をし、現地確認を含め地区住民からの通報相談に対応すると。これは、さきの防府市の災害では、現場確認に行ったけど、よう行かんかったという事例に対応ができるのではないかという思いがいたしております。

3点目は、平常時はFM、AMラジオが聞け、かつ防災行政無線を優先受信できる防災ラジオを割安――岡谷市の場合は5,000円で買って1,000円で配付しておるようですが――を希望者に配付する。これは、市の防災行政無線が大雨あるいは台風時には、用をなさないということが実績としてわかったわけでございますが、こういうラジオであれば、全くその心配がないということでございます。

4点目は、豪雨時、越流の危険がある水路等に監視カメラを設置をすると。通常時は道路の防犯カメラとして、利用しているようでございます。これも現地に行かなくても状況把握ができるという利点がございます。本市でもぜひ新年度から採用すべきと考えますが、考えをお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） いずれも貴重な御提案でございます。ありがたくお受けをいたします。それぞれ必要なことであるというふうに考えておりますので、御提案の中でやれることからやっていきたいというふうには考えておりますが、その中で地区に張りつけるという職員については、私どもも今、地区担当員という制度も設けておりますので、これらを活用できるかどうかも含めて、その辺の対応はしてまいりたいというふうに考えております。

それから、新年度におきましては、当面、まだ検証は出ておりませんが、皆様からいろいろ御意見をいただきました防災行政無線につきましては、少し子機を増やすなり、あるいはスピーカーを増やすなり、あるいはボリュームを上げるなり、そういった措置はとっていきたいということで、今、新年度予算に向けて検証しているということでございますので、あわせて御報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） ラジオにつきましては、防災行政無線の放送する50メートル、すぐ近くの家の人にも聞こえてなかったというふうに僕は理解をしております。それはなぜ

かということ、大雨で雨戸も閉め、台風でしたら風で音声が流れるということで、何ぼ周波数を変えたり、あるいは音声を大きくしても意味のない、むしろこういうラジオを配布するほうが有効であるという思いがしておりますが、余りいい回答でなかったと思いますので、あえて意見を言わせてもらいます。

災害復興競輪が関係機関の御好意によって開催をされ、他県の競輪場もその趣旨に理解を示し、場外発売をしていただき、おかげさまで9,800万円の一般会計への繰り入れができました。それを、市は塵芥処理費の特定財源に充当しておられるわけでございます。まことに残念と言わざるを得ません。関係者の御好意にこたえるなら、市の腹の足しにするのではなくて、市民のために、例えば農業施設災害復旧事業の農家負担の軽減に使うとか、あるいは岡谷市のような防災ラジオ購入費に充ててほしいという思いがします。9,800万円を全部岡谷市と同じルール of 防災ラジオに充てれば2万4,000台、およそこれで十分ではないかという思いがしております。そんないい答えも出ませんでしょうから、意見を申し上げて、この項の質問を終わります。

3番目、大平山農園でございますけれども、今、市民農園を使っていられる方は、ロープウェイをおりて、道具を持ってあそこまで歩いて行って、あるいは収穫したものをまた歩いてロープウェイまで来ると、一輪車が貸してあるとはいいいながら、大変な重労働です。早期の復旧をお願いしたいんですが、いつごろ完成するかだけは答えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

工事の今、着工を来年早々というふうに考えておまして、一応工期としては大体6カ月程度ということで、できればもう梅雨までには仕上げたいというふうに考えております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） それでは、墓地条例と墓園条例との関係について申し上げます。先ほどの部長の答弁では、7月の豪雨のことは議会に諮って決めたじゃないかと、こういうことですか。私が言っているのは、墓地条例に書いてあることは、今から先の災害についても適用がなされるわけです。ところが、今から先の災害については、墓園条例では、またそのときの市長のおぼしめしを受けなければ適用できないわけです。ですから、機械的に適用ができるように変えるためには条例を変えるべきではないかという思いがしるわけですが、そこで一つだけ質問をしますが、私のほうにはまだ墓園条例の施行規則が手の届く所にありません。墓園条例の規則はどのように改正をされたのかお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 墓園規則の中で、今、使用料と管理料の還付規定の改正をいたすことにしておりますけれども、減免の取り扱いと年度をまたがる還付の条文がございます。これにつきまして、現在ちょっと、取り扱いについて、今審査中でございます、これの解決法を見出した段階でやりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） 墓園条例は、それでは7月災害のとりあえず規定みたいな形で改正をされているというふうに今理解をしましたが、この際一緒に、墓地条例と同じ条例を全く墓園条例にも適応すれば済むことです。今、答弁が僕としては全く納得いくものではございませんでした。やる気がないなら、我々議員提案で墓地条例と同じ墓園条例を改正するよう働きかけをいたしましょう。

そして、次は、行政委員の報酬ですけれども、教育委員さん、あるいは監査委員さん、農業委員さんについては、恒例的に仕事があるように僕も理解しております。これについてはまだしも、例えば選挙管理委員さんであれば、選挙のあるときとないときとは全く違うでしょうし、あるいは公平委員さんに至っては、案件がなければいつまでたっても用事がないということになるわけです。特に、選挙管理委員さん、あるいは公平委員さんについては、ほかの日額の行政委員さんの場合は、日額5,700円です。例えば、公平委員さんでいきますと、月額報酬が3万4,000円でございますので、毎月5日出てもちょうど3万4,000円ぐらいに――6日ぐらいですか、6日ぐらい出れるわけで、そういう意味においては、少なくとも選挙管理委員さん、公平委員さんについては、日額に変えるべきであると。でないと、不当に高いと言わざるを得ませんので、そのことを提案をいたしておきます。

次は、住基カードですけれども、住民基本台帳カードにつきましては、やはり警察と協定を結んでやっておるわけです。あるいは、徳山の動物園につきましても周南市との協定に基づいてやっておる。第三者との協定に基づいてやっているものというのは、やはり将来的にも変えるべきではない、条約と一緒にございまして、条約も国会の批准が要ということですから、それと同じように、やはり恒例化をしていくんならば、恒常化をしていくんならば条例改正をすべきである。そういう観点において、私は広域的な観点、あるいは「特に」という条例の特認事項を市長部局は乱用していると言わざるを得ません。

加えて、観光協会の入会者には減免規定があるわけですが、これは規則の中でも、条例で「市長が特に」、そして、規則で「市長が特に」という、三段構えの「特に」の中で、徳山の動物園と観光協会が隠れてきているわけです。なぜ正々堂々と載せないのかと

いう思いがします。加えて、徳山の動物園につきましては、周南市は条例でぴしゃっと決めております。特に、観光協会につきましては、この3月に公の施設の条例をつくりました。そして、観光協会は一般社団法人になりました。こういう公の施設が一社団法人に独占的に便宜供用を与えていることについては、公平・平等の観点からも許されるものではないというふうに思います。やめる考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 観光協会会員に対しての割引で、やめる気はないかということですが、御存じのとおりで、今まで観光協会が過去60年間にわたり、市とともに観光振興に貢献してきた公益的な団体であるということと、それとやはり観光協会の強化、それからロープウェイの誘客促進、こういったことから今の割引制度については続けていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） それこそ総計予算主義からしたら、僕は間違っていると思います。総計予算主義、要するに割り引いた分は利用料金に上がってないわけで、その分が総計予算主義からしたら隠れているわけですね。むしろそれを正当化するのであれば、お金をとって、その分、足が出た分は観光協会に補助金を出すというほうが総計主義として合っているというふうに思いますが、そこで、一つだけちょっと常勤監査委員さんにお伺いしますが、公の施設を一社団法人に独占的に便宜供用を与えることについては、全く問題がないと考えるかどうか、御意見をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 監査委員。

○監査委員（和田 康夫君） 観光協会についてでございますけれども、監査としてこういう政策的な面でいろんな、言及して、その判断をするというのは、なかなか難しい面がございます。そのことも十分御存じの上で質問をされておるんだろうと思いますけれども、観光協会さんはそれぞれ、大平山ロープウェイだけではなくて、ほかに阿弥陀寺なり、あるいは天満宮なり、毛利氏なり、同じような無料の制度、あるいは半額ですと国分寺の金堂とか、あるいは市内の商店街、あるいはホテルとかゴルフ場とか、そういったような制度を設けておられますので、そういったような形で、同じような制度としてやっておられるのかなというのを、これは感想でございますけれども、そういったようなつもりで今思っておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） 何ともわからん答弁をいただきましたが、またこれは機会を改めて監査請求をするか、また再度別の方法で問い詰めてみたいというふうに思います。

時間の関係上、次に参りますが、看板等々ですけれども、ここは提案ですけれども、各地区に課長級2名の地区担当者が置かれております。各自の担当地区内でそういう看板を見つけたら、期限内か否かを確認して、期限切れだったら選管に連絡し、選管は該当者に適正化を指導、そしてなお自制されない場合は看板を撤去するというようなシステムを構築すべきではないかというふうに思います。そういうことを提案をしておきます。

最後に、予算編成についてですけれども、全く答弁になっていないと申し上げます。一昨日の市長さんの答弁は、「予算編成に当たりましては、地方自治法の規定にございますように、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」という総計予算主義の原則にのっとり、例年どおり、通年予算での編成を指示したところでございます」、こういうふうになるとるわけですね。要するに、通年予算を組んだ根拠は総計予算主義に基づいたんだと、こういうふうな答弁をされているから、僕は指摘をしてるわけです。別の理由で通年予算を組まれるならまだしも、これを法的根拠として通年予算を組んだら何が悪いという答弁だろうと思いますが、これはてんで間違っている、これをそのまま議事録に残したんでは、市民の人は誤解を招くということから、あえてもう一度お伺いをします。

そして、もう1点、義務的経費については、どこの世界でもそうですが、最初から全部、たとえ骨格予算であっても義務的経費は通年で組むべきなんです。財源がないからとりあえず組んで、じゃあどこか、ともかく途中で、何をしても、_____財源を探してこんにゃいけんです、義務的経費というのは。職員給与費、扶助費、公債費ですよ。それを、財源がようわからんから計上しませんでしたっていうんでは、全く理屈が通らないということ、こっちはほうは申し上げておきます。最初の分については、再度答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（吉村 廣樹君） 最初の答弁をえどるようになりますが、自治法の規定で210条から222条まで、総計予算主義の原則などが述べられております。基本的なルールが書いてございます。これはあくまでも基本的なルールでございます。これにのっとり、予算編成に当たっては、この地方自治法の規定などをよく遵守して、これに基づいて予算計上してくれと、していただきたいと、こういうふうに申し述べたまででございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） 全く理解がされてなくて、非常に残念です。市長さんが昨日、

職員の能力低下が危惧されると言われましたが、全くそうだなと思いました。改めて、ことしの3月に、定額給付金にかかわる商品券につきましても、私は会計年度独立の原則から外れているのではないかという質問をしましたが、そのときも何ともわからん答弁でございましたが、もっと財政当局にあっては、本を読み、勉強もしてもらいたいということを最後に申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、6番、土井議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、19番、重川議員。

〔19番 重川 恭年君 登壇〕

○19番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川でございます。今議会では、私たちがこよなく愛しておりますふるさと防府で、子どもを安心して出産でき、育てられる環境をつくることこそは、これからの防府市発展の原動力になるのではないかとこの観点から質問をさせていただきます。

最初の土井議員が、多岐にわたる質問をされましたので、私は1点、子どもを安心して出産できる環境づくりについてお尋ねをいたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたします。

去る12月5日に、内閣府から発表されました男女共同参画社会に関する世論調査で、結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないと答える人が約43%を占めるという調査結果が発表されました。この数値は過去最大であり、2007年8月調査、つまり2年前と比べ6%のアップということでございます。ただ、この数値、統計も種々設問の仕方や昨今の経済情勢を含む社会状況の変化や個人のニーズ、考え方も大きく影響し、現実はどうなのかとなると、必ずしもすべて正確に表示されているのかどうかの問題はあるにせよ、驚く数値、ポイントであるというふうに思っております。そのような中で、現実の問題として、結婚して子どもを授かったが、さて、市内実家近くで出産しようとしても、これを取り上げてもらえる産科医療機関がないと言われている現状もあるわけでございます。

そこで、まず市内における出生者数でございますが、過去五、六年を振り返ってみますと、平成20年1,013人、19年978人、18年1,034人、17年969人、16年1,035人、15年1,001人と、おおむね1,000人前後で推移しておるわけでございます。

しかしながら、全国的な傾向かどうかわかりませんが、当市においてもお産のできる産科医療機関が、どんどんと言っていいのかわかりませんが、これまた減少してきているのが実情ではないでしょうか。そこで、これから市内で出産される方々にも、果たし

て新生児が市内の医療機関で取り上げてもらえるのであろうかどうかと、不安があるのではないかと感じております。それが現実です。日本全体が少子高齢化の時代に突入した現在、子どもはまさに国の宝、地域の宝、社会の宝であります。

時いみじくも去る11月25日であったと存じますけれども、防府市次世代育成支援行動計画案策定に当たり、パブリックコメントを求めるための説明会がありました。その趣旨に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりをさらに総合的・計画的に推進するため、今回、後期計画として新たに防府市次世代育成支援行動計画を策定するものである。取り組みの目標や方向性を示すもので、今後5カ年の計画であるというふうに記されております。

その中で、出生の動向欄には、合計特殊出生率は全国的に低下を続けていたが、平成18年度以降上昇に転じた。しかしながら、現在の人口を維持できるとされている2.08をはるかに割り込んでいる。山口県の数値は1.42で、本市を下回り、全国の数値1.34は、その山口県をさらに下回っているというふうに述べられております。ちなみに、本市はその中で1.43と記載されております。このことは、防府市の出生率は県平均より若干高いということでございます。

さらに、行動計画案母子保健対策の項では、安心して出産できる環境の整備や妊産婦等に対する適切な保険医療サービスの提供を推進するというふうに述べられております。また、母子保健対策の充実の項では、「医療機関などと連携し総合的な母子の健康づくり云々」というふうに書かれております。

そのようなことで、子どもを安心して産むことができ、そして育てられる環境づくりこそが、国、県も含め当然防府市においても行政の責務であると痛感いたしておるわけでございます。これからも、市内で年間1,000人前後の出生者があることは予測できるわけでございます。

そこで、これから市内で出産、あるいは分娩される方々にも、新生児が果たして市内近隣で取り上げてもらえる産科医療機関があるであろうかというふうに、不安を抱えておられる方々が大勢いらっしゃるのではないかと存じております。それで、産科医不足、あるいは産科医療機関の閉鎖などの現状を、地域行政を担っておられる市当局はいかにお思いになっているのか、お尋ねいたしたいと存じます。

なお、この産科医不足等に関する質問については、さきの平成21年6月議会で公明党の山下和明議員が、そして今議会では、1日目ですか、明政会の大田雄二郎議員が質問されており、重複する部分もあるかと思いますが、御容赦願いたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

昨日の答弁と重複する部分もございますので、お許しもいただきたいと存じます。少子高齢化社会の進展する中、市民の皆様が安心して出産できる医療体制を整備することは、極めて重要な課題でございます。議員御指摘のとおり、本市におきましては、現在、山口県立総合医療センターを除き、1つの産婦人科医院でしかお産ができない状況でございます。このため、市民の皆様が大きな不安を持たれていることや、産科医療機関の医師や助産師の方々が、多大な御苦勞をされていることは十分認識しているところでございます。

そこで、本年度から産科医院より分娩を取り扱う医師・助産師に対して支給される分娩手当に補助を行いまして、処遇改善し、急激に減少している産科医等を確保することを目的とする、国の産科医等確保支援事業を予算化した次第でございます。しかし、産科医不足を根本的に解決するためには、広域的・総合的な対策が必要でございまして、医療行政を担っておられる国や県の果たす役割は極めて大きいものでございます。

このため、これまでも産科医の増員や適正配置など、国や県に要望をしておりますが、このたび国の地域医療再生基金の制度創設計画に伴い、意見を求められましたので、「産科医・助産師の確保」と「山口県立総合周産期母子医療センターの拡充」などを、防府医師会・防府市等防府圏域の総意として、防府健康福祉センターが取りまとめ、県へ提出されたところでございます。

今後、この推移を見て、有効な手段と対策を検討・協議いたしますとともに、あらゆる機会を通じ、国や県にも引き続き要望してまいりたいと存じますが、議員の皆様方におかれましても、さらなるお力添えをいただきますようお願いいたしますものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） それでは、再質問の1点目で、県立総合医療センターと、先ほど唯一と言われた産婦人科医のベッド数と医師数は幾らぐらい、現在おいでなのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

まず、山口総合周産期医療センターのベッド数でございますが、ハイリスク妊産婦など、高度な集中管理を行う病室であります母体・胎児集中治療室に6床、そこを退室された方の病室であります産科後方病室に18床、陣痛・分娩・回復までを過ごす居室型分娩室に

2床、帝王切開など手術ができる分娩手術室に1床ございます。

また、県立総合医療センターの産婦人科医師数ですけれども、現在、医師が6人、研修医が3人と伺っております。

なお、市内1カ所の産婦人科医院のベッド数でございますが、14床で、医師数は2名でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 今、御説明いただきました総合医療センターが、全部で27床でございますね、それから民間が14床と、こういう数字でございます。この数値では十分ではないということは、今市長のほうから答弁があったとおりでと思います。現在の防府市での年間新生児数、約1,000人と仮定した場合、どのくらいのこのベッド数なり医師——現在、医師が、総合医療センターと民間合わせて8名プラス研修医3名ということでございますが、この年間1,000人と仮定した場合、どのくらいの数値であれば妥当というふうに位置づけられるのか、そういう基準があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） どれぐらいのベッド数、医師数ということでございますけれども、1施設でも多く、1床でも多く、また医師1人でも多くというのが私どもの切なる願いでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） そのことは、私も同じ考えでございますが、私が言ってるのは、例えば人口10万人当たり産科医師数はこれぐらいが妥当なんだという基準が、厚生労働省なり全国医師会というか、そういう組織団体、そういうところで基準が、目安というか、そういうものがあるかどうかということでございます。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 産科医の国の基準は特にございません。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 産科医の基準はないということでございますが、それじゃあ、例えば、防府市、今12万ですよ、それを1万人当たりに割ると、今医師数が6プラス2で8名、プラス研修医で11名、ちょっと単純計算すると、1万人当たりに1人おいでなんですよ、研修医まで含めて。それで、山口あるいは周南、まあこの辺と比べて防府

市のその1万人当たりお一人ということが、多いのか少ないのか、山口には1.3人いらっしゃるんですよ、それから周南には0.8人ですよとか、そういう統計をお持ちであれば、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 産婦人科医師の数で、防府市が周辺に比べて多いのか少ないのかということでございますけども、18年度の県の調べしかございませんが、それでよろしゅうございますか。それと、これは1万人当たり何人という数字じゃなくて、いわゆる医師数ということになっておりますが、それでお答えさせていただきます。

18年の県の調べによりますと、防府市が14人、周南市が12人、山口市が15人、ちなみに宇部が28人、岩国が13人、下関が19人となっております。これはあくまでも産婦人科医の医師数でございまして、そのすべての医師がお産をされるということではございません。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 今、聞いた限りでは、まあこれは統計が古いんですが、そんなに防府市、少ないということもないのかなという気もいたしますが、実際に市内で出産できずに、山口あるいは周南、そういうところに行ってお産をされている方が現状では多いわけですよね。また、このことについては後ほど触れたいと思います。

それで、次に、6月の議会で承認を得たというか、取り組まれた国の緊急経済対策の中で、産科医療確保支援事業、つまり分娩取り扱い医師、あるいは助産師に対する分娩手当助成を行うことにより、産科医等を確保する目的の効果はいかほどであったと感じておられるのか、感想をお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） この産科医確保支援事業が、産科医等を確保する目的につながっているかということでございますが、この事業に取り組みましたのは、市民の皆様の方の分娩を取り扱われます産科医等の御苦勞に対し、少しでも報いることができればという思いで予算化したものでございます。

その効果であります。本年度開始しました事業ですから、今後の様子を見ないと判断できませんけれども、1分娩につき1万円という少額の助成でございまして、産科医等を確保する十分な施策とは言いがたく、根本的な解決策とは言えないと思われま。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 今、お答えをいただいたとおり、なかなか難しいし、即効性はないと存じております。そして、市だけでは、あるいは県だけでは、また短期的な施策

では到底これは解決できるものではないことは十分承知しております。したがって、これも市長の答弁にあったように、国にも県にも十二分に実情を訴えていただいて、また、理解していただいて、広域的、総合的政策の中で解決できるよう努めてもらいたいというふうに要望しておきます。

次に、山口県における医療圏域というものがございますね、この医療圏域というものはどのようになっているのかお尋ねいたします。お教えいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長、どうぞ。

○健康福祉部長（田中 進君） 山口県の保健医療圏域は、岩国、柳井、周南、下関、長門、萩がそれぞれ1圏域ずつで6医療圏域、それと、宇部・小野田医療圏域と防府・山口医療圏域の合計8圏域でございます。なお、防府・山口の医療圏域は、防府市、山口市、阿東町でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 市長の答弁の中にあつたと思いますが、防府医療圏域の総意として、県へ出され、現在、審議中であるという国の地域医療再生基金制度創設に伴う要望、意見計画でございますけれども、1点目に、「産科医・助産師の確保」、それから2点目に、「県立総合周産期母子医療センターの拡充」ということでございますけれども、この進展状況と県内他の圏域でも、1点目の「産科医・助産師の確保」について提出されている地域はあるのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、地域医療再生基金の概要について御説明申し上げます。

これは、救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るために、都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく取り組みを国が支援するというものでございます。この要望、意見、計画の進展状況でございますが、県によりますと、このほど県の医療審議会で協議され、医師確保対策、広域救急体制の強化、看護師等確保対策、周産期医療体制の強化の4点を、県全域の計画案として国に提出されていると伺っております。

また、この計画に他の圏域から、産科医・助産師の確保についての要望、あるいは計画が提出されているかという質問でございますけれども、これにつきましては、県のほうからの開示がございませんので、把握をしておりません。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） それじゃあ、この件につきましては、また情報をできるだけ

しっかりつかんでいただいて、県のほうにも十分、先ほど言いましたように防府市の意向を伝えていただいて、十分対応ができるようにしていただきたいと思います。

それで、県立総合周産期母子医療センター、産婦人科の内容と仕組みをお教え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 県立総合周産期母子医療センター産婦人科の内容、仕組みでございますけれども、県立総合医療センターの産婦人科では、一般的な産科と婦人科診療が行われており、外来は毎日、二、三名の医師が交代で診察をされておられます。

県立総合医療センターの総合周産期母子医療センターは、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療及び周産期医療の提供が第一目的であり、そこでは病気をお持ちの妊婦さんや異常が疑われる妊婦さん、また、新生児を中心に診療が行われております。

普通分娩は、周産期母子医療センターの空きベッドを利用して行われておりますので、そのため、普通分娩の予約を制限せざるを得ない状況であると聞いております。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） それで、周産期母子医療センターにおいては、そういうリスクを抱えた方のお産というか取り上げが主で、普通分娩については空きベッドを利用すると、こういうようなシステムで、実際にはあるベッド、あるいは医師、この辺が通常分娩に対応できないということであろうと、今のお答えでは思っておるわけですが、産科周産期母子医療センターの部門別の仕組みをもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 御説明いたします。

部門が7部門ございまして、まず1つ目の産科部門は、一般外来に加えまして、県内医療機関から外来や救急車による緊急母体搬送等で紹介されてこられるハイリスクの妊婦さんを診察をされます。

2つ目は新生児部門でございます。ここは少し小さく産まれた赤ちゃん、また、心臓やおなかなどに病気を持った赤ちゃんを治療するところでございます。

3つ目は小児外科部門で、赤ちゃんや子どもの、特に胸とおなかの手術をされる部門でございます。

4つ目は不妊治療部門で、一般不妊、人工授精、体外受精などの治療を行うところでございます。

5つ目は地域保健部門で、ハイリスク妊産婦、NICU、これは新生児集中治療室でございますが、NICUを退院した赤ちゃんなどをフォローするため、健康福祉センターや

市・町と連携をとりながら支援をすることでございます。

6つ目が女性の悩み相談室ですが、女性の健康、思春期などの相談に応じるところです。

7つ目が遺伝相談部門で、先天的な病気や体質についての相談をされるところでございます。

以上、周産期医療センターは多岐にわたり専門的な治療・相談をされておられます。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 今、お答えにあったように、各部門、7つあるわけですが、非常にハイリスクを抱えられた妊婦さんの相談から始めて分娩まで取り扱われるということで、医師の数も、さきにお答えいただいたように少ないと、まあ、これで対応している。

ですから、普通分娩がなかなか取り上げられないということで、私が9月に得た情報では、平成22年4月から当分の間、正常分娩の予約は制限すると。つきましては、里帰り出産の引き受けを当分の間、中止いたしますということになっているわけでございます。

現状は、そのようなままの状態というふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） この件につきまして県にお伺いしましたところ、平成22年度につきましては、幸いにも産婦人科医が確保できる見通しがつきました。ということで、平成23年3月までの分娩予約は、里帰り分娩も含めて予約可能であると伺っておりますので、大変ありがたいと感じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） 現状は、今、お答えをいただいたとおりで、私が9月に得た情報では、里帰り出産は、もうずっとお断りするということになっていたわけですが、私も、この質問をするに当たって、医療センターのほうにいろいろお話を伺いに行きました。

そしたら、今、お答えいただいたように、医師の手当てが今度、可能になったということで、若干里帰り出産等緩和できる。23年3月までの分娩予約を例年どおり行いたいと存じますと、こういううれしい回答もいただいたわけでございますけれども、これも抜本的な解決じゃないということなんですよね。

それで、これは要望になると思いますが、地域医療再生基金制度に伴う意見要望計画の中の2点目、県立総合周産期母子医療センターの拡充は、非常に重要な役割を担っていると。同時に、子どもを安心して出産できるという観点、さらには産科医不足解消という観点からも、県立総合周産期医療センター、この拡充というものは、防府市において今の段階で即効的効果が期待される唯一の近道、方法ではなかろうかというふうに存じておりま

す。ぜひ防府市並びに関係者一同、医療圏域の総意として実現に向けて最善の努力をお願いしたいと存じます。

そして、壇上でも申し上げました山下議員の質問というか要望というか、これと重複するようになると思いますけれども、平成24年度で債務負担行為、年間3,600万円でございますか、これが終了するわけでございますよね。で、防府市としてもいろんな工夫をして、県と協働でこのセンターの拡充、こういうものをしていただきたいというか要望を強く強く行って、市民が安心してお産ができる体制、現在、先ほどお尋ねしました市内で1,000人の出生数があると。その中で、市外にどのぐらい行って、市内での受け入れがどのぐらいになるのか、これも山下議員と重複するかもわかりませんが、教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 平成20年度で県立総合医療センターが約470件、それとAという産婦人科で180件、Bという産婦人科で150件、市外で200件ということで1,000件になっていますが、このうちBという産婦人科が今年度からおやめになりましたので、単純でこの計算でいけば350人が市外というふうになりますが、多少は総合医療センターやAという産婦人科も多くなっていくとは思いますが、

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

○19番（重川 恭年君） そういうことで、35%のお方が市外で今、お産をしなければならぬと、これ多少、今、お答えのように緩和されると思いますけれども、現状になっているわけでございます。

そういうことも踏まえて、ぜひこの県立総合周産期母子医療センター等の市民病院的なものもございまして、ぜひ何らかの方法で県と協同して、活用ができるような方向をお願いしたいという要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で19番、重川議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、12番、山本議員。

〔12番 山本 久江君 登壇〕

○12番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1点は、7月21日、豪雨災害の検証と取り組みについてお尋ねをいたします。

7月の豪雨災害から4カ月が経過をいたしました。被害を受けた地域では、外見は少し

ずつ落ち着いてきているかにも見えますけれども、被災者がそれぞれに抱える問題や課題は大きく、今後の生活再建の見通しや経済的問題など、多くの困難と不安に直面しております。被災者を主体に、生活と地域の再建のあり方を専門家を交えて多角的に検討をして、地域再生を図らなければなりません。

報道によりますと、この間、県の土石流災害対策検討委員会が中間報告を行い、土石流発生の原因について、雨量、降り方とも過去に例がない特異な豪雨が、噴火した花崗岩類が分布した地域を直撃したため、悪条件が重なり土石流災害が発生したとして、また、近年の高齢化や溪流付近の宅地化は、土石流災害の被害をさらに増大させたと分析をいたしております。

県砂防課では、昨年3月に指定した土砂災害警戒区域に加え、新たに自由ヶ丘1、神里南川、奈美川の3つの溪流を対象に警戒区域を追加指定することを示しました。

さらに、山地災害対策検討委員会では、被災箇所の危険度に応じて優先順位をつけ、復旧対策を進め、防災の視点からの森林づくりの進め方を最終報告に盛り込むことが確認されました。

県あるいは市において、今議会に一部災害復旧にかかわる補正予算が生まれ、いよいよ本格的な地域復興に向けて取り組みが始まりましたが、住み続けて大丈夫かという被災者の声に、真剣にこたえていく対策が今、求められております。また、被災者の深刻な被害実態に見合った支援策の強化が求められます。

そこでお尋ねをいたします。復旧から本格的な被災者生活再建、復興、防災のまちづくりに向けた市の体制と取り組みの現状について、どのようになっているのかお答をお願いいたします。

2点目は、農地の災害復旧事業にかかる自己負担の軽減についてでございます。

今回の豪雨災害は、約28ヘクタールの農地にも極めて深刻な事態をもたらしております。国庫補助による災害復旧事業の対象となる農地は、現に耕作している土地または耕作可能な休耕地などで、土砂の流出・堆積、あぜの破損などの被害額が1カ所で40万円を超えるものです。国の査定も終わりましたが、国から激甚災害の指定があっても自己負担額は事業費の約1割程度となり、農家に大変重い負担がのしかかっております。

また、農地の復旧でも、復旧事業にかからない1カ所40万円未満の被害の農地にも、農家任せの大きな負担がかかっております。

被災した地域は、高齢化も進み、自宅も被害を受けた人も多く、多額の自己負担に田畑の修復に取りかかれない高齢者世帯の中には、もう農業は続けられないと切実に訴える方もおられます。このままでは、さらに耕作放棄地が広がりかねません。

行政は、こうした声をしっかりと受けとめ、被災農家に負担軽減のための支援策を検討していただきたいと思います。この点、いかがでございましょうか。積極的な御回答をよろしく願いをいたします。

さらに、農業用施設であるため池の被害も深刻でございます。土砂流入等による被害の現状、そして、今後の対策についてどのように考えておられるのか御答弁をお願いをいたします。

次に、大きな2点目ですが、橋梁の点検と長寿命化修繕計画策定について質問をさせていただきます。

昨日も、大田議員、藤本議員より質問がございました。内容の緊急性、重要性にかんがみ、3度目の質問をお許しをいただきたいと思いますというふうに思います。

このほど公表されました国土交通省の全国の橋梁に関する調査で、コンクリートの劣化や鋼材の腐食が進んで崩落寸前の状態に陥った道路橋が121基、重量制限つきの橋も680基確認され、しかも、自治体の点検が極めておこなわれている実態が浮き彫りになりました。

防府市では、昨年度から4カ年計画で、橋梁健全度把握調査事業が実施をされております。そして、この事業の中で点検調査が行われております。対象となる橋梁の数は719ありますが、昨年度は34基、補正でさらに47基が点検をされております。今年度は100基予定されていますが、それでも2カ年で4分の1しか点検が進んでいない状況でございます。

橋梁の損傷は、大型車など強い荷重がたびたびかかることによる金属疲労や、コンクリートが膨張し、鉄筋に影響を与えるアルカリ骨材反応、塩害が鋼材に腐食することなどが主な原因と言われております。点検調査の結果を明らかにし、緊急の対応が必要な場合には、安全性の確保の観点から、優先的に対応をしなければなりません。

質問の第1点は、健全度把握調査事業のこれまでの結果と、緊急対応すべき橋梁への取り組みについて、今後、どのように検討されているのか御答弁をお願いをいたします。

2点目として、今後の点検と長寿命化修繕計画策定に伴う財政負担の問題についてでございます。

市の計画では、健全度把握調査事業により、残り2年間で計算しますと538の橋梁点検調査を実施することになっております。さらに、長寿命化修繕計画策定事業は、そうした安全性確認の調査結果をもとに、予防的な修繕及び計画的なかけかえを実施するための計画策定を平成21年度から24年度まで行うことにしております。

国は、事後的な修繕、かけかえから予防的な修繕、計画的なかけかえへの転換という視

点から、今後、老朽化する道路橋の増大に対応して、計画策定に要する費用の一部を支援していくとしております。安心安全のまちづくりの点から、まず、最も効果的な修繕を計画的に実施をし、費用を縮減しようという点からも極めて大事な事業でございますけれども、市の財政負担も相当なものがございます。点検費用、事業費等のさらなる財政支援を国に求めていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

質問の大きな3点目は、医療、予防対策の充実についてでございます。

まず、第1点は、福祉医療制度の新年度への継続についてでございます。

今年度、県は重度障害者、ひとり親家庭及び乳幼児にかかわる福祉医療助成制度に自己負担金導入を決めました。これに対し、障害者や医療関係者、子育て世帯などから見直しを求める声が大きく広がりましたが、現在、この新たな負担を市や町が担って、防府市をはじめ県内のすべての自治体で、内容に違いはあるものの独自助成が行われております。

福祉医療制度の受給者数は、年度当初、重度障害者3,337人、母子家庭1,840人、父子家庭37人、乳幼児4,090人と、このように関係者が多く、受給者の無料化制度の継続を求める声は、大変切実なものがございました。

現在、市においては、新年度の予算編成に向けて各種事業の検討が行われております。受給者の実情と継続への願いを受けとめ、新年度無料化制度を継続していただきたいと考えますが、御見解をお伺いをいたします。

次に、大腸がん検診の充実についてお尋ねをいたします。

現在、がんは我が国で死亡原因の第1位を占めておりまして、がんの予防や早期発見のためのがん検診が極めて重要になってきております。国においては、平成18年6月に、がん対策基本法が策定をされ、翌年4月に施行されました。県では、この基本理念ののっとり、山口県がん対策推進計画が策定をされております。

がんの中で、近年、男女とも増加傾向にあるのが大腸がんです。その背景に、日本人の生活環境の変化、特に食生活の変化、例えば、高脂肪食・低食物繊維食が増加傾向の要因の1つだとも言われております。

防府市では、年齢調整死亡率で見た県内13市の比較、これは統計上、平成18年の統計ですけれども、男性の大腸がん死亡率がワースト4位となっております。がん対策基本法は、国及び地方公共団体ががんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上や受診率向上のための必要な施策を講ずるものとしたしております。

平成19年度の防府市の大腸がんの受診率、どうなっているかと申しますと、10.5となっております。全国平均が18.8、県平均の17.2と比較いたしましても極

めて低く、お隣の山口市が20.5、周南市が21.7ですから、周辺の市の約半分の受診率となっております。

さらに、昨年度、平成20年度は受診率9.5に落ち込みました。市として、この検診受診率向上のための取り組みや検診しやすい環境づくりについて、今後、どのように考えておられるのか、御答弁をお願いをいたします。

質問の最後でございますが、肺炎球菌ワクチンへの助成についてお尋ねをいたします。

がんや心臓病、脳卒中に次いで、日本人の死因の第4位は肺炎となっております。特に高齢者が肺炎にかかると重症化しやすく、原因菌は肺炎球菌が最多の約3割を占めております。肺炎球菌には80種類以上の型がありますけれども、ワクチン接種により肺炎球菌による肺炎の約8割に効果があると言われております。そして、免疫効果は接種後5年以上続くと言われてもおります。

今、この肺炎球菌ワクチンの予防接種料金に対し、その一部を助成する自治体が増えております。接種費用が1回5,000円から1万円程度と高く、高齢者の負担軽減を図るため、さらには、高齢者が肺炎で入院することでかかる医療費を減らすことができ、公費助成に踏み切る自治体が広がっているのでございます。

防府市においても高齢者の肺炎を予防するため、肺炎球菌ワクチンへの助成をぜひ行っていただきたいと思っておりますが、いかがお考えでございましょうか。積極的な御回答、よろしくお願いを申し上げます。

以上、壇上からの質問を終わります。誠意ある御回答、よろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、山本議員の質問の途中でありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私が議事を進行いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。12番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、豪雨災害の検証と取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、市の体制と取り組みの現状についてのお尋ねでございますが、御存じのとおり

10月1日から防災及び災害対策を専門的に行い、かつ市における危機管理の総合調整を行う部署として、防災危機管理課を設置したところでございます。

防災危機管理課の取り組み内容としましては、被災された市民の皆様が、1日も早く安心した生活に戻れるよう、本格的な復旧・復興対策と被害者支援対策に向け、関係各課との調整を含め、市民の皆様からの御意見や御要望に対処しているところでございます。

また、市民の皆様が安心安全に避難していただくために、避難準備情報、勧告・指示マニュアルや避難所開設・運営マニュアル等についても、見直しを行うこととしております。

なお、年内に立ち上げる予定にしております検証委員会の検証事項につきましては、災害対策本部の設置時期や運営体制等、避難勧告の時期や安全な避難所の確保と誘導方法等、正確な情報収集と迅速な伝達体制、広報の役割の明確化とマスコミ取材への対応、避難所運営についての見直し、ボランティアの体制等についてさまざまな課題や問題点の整理・検討を行い、市民生活の安全・安心の基盤づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、御質問の2点目の農地の災害復旧事業にかかる自己負担についてお答えいたします。

農地の災害復旧につきましては、補助事業として37カ所、約290筆、面積にして約22ヘクタールの復旧を申請し、国の査定もようやく先月中旬に終わったところでございます。

今回の災害による被害は、小野・右田地区をはじめ市内広範囲に及んでおりますが、稲等農作物への被害以上に土砂の流入等による農地の埋没等、過去に例を見ないほど深刻なものとなっております。

御承知のとおり、今回の災害は、激甚災害として国から指定を受けたことから、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げが行われ、農地については50%から約90%を超える補助となる見込みでございます。

さらに、本市では、従来、補助残額の農家負担率を80%としておりましたが、今回の災害につきましては、これを50%に引き下げることいたしました。具体的に申し上げますと、全体の事業費が100で、仮に補助が90といたしますと、補助残の10につきまして、市と農家がそれぞれ5ずつ負担しようとするもので、負担率で申しますと8%から5%に軽減されるものでございます。

また、被害額40万円未満及び補助事業による復旧の対象とならなかった被災農地につきまして、御自分での復旧が困難な方など、支援を求めておられる方もあり、新たな支援策について検討をいたしているところでございます。

最後に、ため池の土砂流入による被害の現状と今後の対策についてでございますが、このたびの災害により被災したもののうち、18カ所のため池について補助申請し、農地同様、先月中旬、ようやく査定を終えたところでございます。

今後、地元水利権者等と協議しながら、用水時期等も勘案し、復旧を急ぐため池から、できるだけ早期に発注をしまいたいと考えております。

また、ため池への被害防止につきましては、今後、予定されております砂防堰堤や治山堰堤の設置及び山林の保全が進むことにより、結果的に土砂流入等の被害防止につながるものと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長、健康福祉部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

今後、豪雨災害検証委員会で災害後の被災者支援の対応とか、それからまた、防災と復興の問題等については検討されていくようでございますけれども、災害から4カ月たちまして、被災された方々の抱える問題、あるいは復興に向けてのいろいろな御意見等、私は改めてアンケート等で声を聞いていくということが必要ではないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 新たに被災された方にアンケートをしてはどうかということでございますが、当面ちょっと今、その予定はございませんが、私どもが被災直後から職員を使いまして、被災された方々の御家庭を訪問して、いわゆるローラー作戦で御意見等いろいろ伺っておりますから、今の時点ではそれを参考にさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、先ほど市長も答弁いたしましたように、例えば検証委員会として、例えばですよ、例えば検証委員会として現地に赴いてお話を聞くということも考えられなくはないというふうに思いますから、また今後、そういったお声を拝聴する機会が設けられるように、何とかちょっと検討してみたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） 私は、ちょうど防府の災害と同時期、8月に台風9号で甚大な被害を受けた兵庫県佐用町、ここが一体、どういう復興に取り組んでおられるのか大変関心がありまして、いろいろ調べてみたんですが、ここでは今、プロジェクトチーム、佐用町とそれから県民局、県の関係ですね、これでプロジェクトチームをつくって、それからまた一方では災害復興計画検討委員会、これ15名の幅広い分野からの委員さん、例え

ば議会から、あるいは自治会連合会から、大変被害を受けられた地域の自治会長、商工会長、農業委員会、学校関係、マスコミも入っていますね、こういった幅広い分野からの委員さんで構成される検討委員会で、ここが大事なんですけれども、地域づくり協議会からの意見、あるいは町民アンケートの調査結果をこれをきちっと集約をして、災害復興計画を今年度、来年の3月までに復興計画を策定していこうと、こういう必死の取り組みがなされております。

例えば、100の自治体で被害を受けたら、百通りの復興支援に対する取り組みの仕方というのはあるんですけれども、やはり共通していることは、被災者の方々の願い・悩み・意見、これをいかにつかんでいくということが、行政に問われているというふうに思うんですね。

以前、阪神・淡路大震災を経験されて、救援、復興に取り組まれた方が次のようにおっしゃっていたのを、私は非常に感銘というか、胸に残っているんですけれども、災害が、時間がたってくると、復興は見えるけれども、困難な被災者の暮らしは見えなくなってしまうという状況が生まれてくるというふうに、こういうふうにおっしゃってたんですね。

常に被災された方々の立場に立って、その抱えておられる悩みや課題を共有していく、解決していく姿勢がなければ、真の復興はできないと思います。その立場でぜひ取り組んでいただきたいということを要望いたしておきます。

それから2点目ですが、国庫補助による農地の災害復旧事業にかかる個人負担につきましては、大変前向きな御回答をいただきました。本当に農家の方々は困っておられます。この負担をどうしていくかということで、もう投げ出したいと、率直な思いはそういうところにあるというふうにおっしゃっていましたが、ただ、御答弁の中にありました事業費が40万円未満の事業の個人負担軽減策については、いつごろを目標に結論を出されるのか、この辺も農家の方が大変心配をされておりますし、悩んでおられます。このあたりで御回答がいただければよろしく願いいたします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

40万円未満のいわゆる小災害の取り扱いで、いつごろからそういった対応ができるかということですが、12月の終わりまでには、いわゆる制度設計も整えまして、できれば1月に入りまして、1月の中旬ごろまでには何らかの方法で地元のほうに入りたいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） できるだけ早く対応をよろしく願いをいたします。

ここで、他市の状況を御紹介いたしますと、これは岩手県の宮城内陸地震で甚大な被害が出た、岩手県奥州市の例でございますけれども、ここでは「立ち上がれ！「奥州」、共に生きよう集落復旧支援事業」、こういう形で事業を組んで、1カ所13万円未満を限度ではありますけれども、事業費の3分の2補助を実施をされております。

それから、先ほど紹介いたしました佐用町では、国の補助事業にかからないものについては町が85%見ている。ですから、農家の方々の負担は15%にしているというふうに聞いております。

今回、被災した地域では高齢化も進みまして、復旧への経済的な負担が大きく、もう本当に田はつくれないと言われる方が多いわけですね。で、右田・小野地域の本当に豊かな水田が、耕作されない状況になるということは、防府市にとっても大変大きなマイナスであるというふうに思いますので、ぜひ早急に支援策を打ち出していただきますようによろしく願いをいたします。

次に、ため池の被害についてですけれども、御答弁にもありましたように、大変深刻な被害となっております。土砂流入量は大体どの程度で、その処理の仕方についてはどのように検討されているのか。まあ大変な量の土砂がため池に流入してきた。一体どのくらいあるんだということをもし調査しておられましたら、その点をお伺いをいたします、共通認識にしたいものですね、よろしく願いします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） いわゆる土砂量、廃土量という表現をしますが、査定の時点で申しわけないんですが、全体で約5万6,000立米というふうになっております。それと処理方法、処分方法ですか、実は土砂と立木、それと転石ですか、こういったものを分別をしなければなりません。

そういったものが中にあるということで、土砂量が大量となりまして、例えば今、処分場につきましては調整をしておるところでございます。今のところ、できるところから査定を受けて、先ほど市長の答弁にありましたように、一番急ぐところからやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） 部長さんの御答弁もなかなか歯切れが……。大変困難な事業だなというふうに思いますが、5万6,000立米、河川とか用水路もこれから含めていきますと、相当な土砂を処理しなければならないわけですが、激甚災害の指定を受

けているとはいえ、補助率は若干高いとはいえ、市にとってはその処理にかかる財政負担、極めて大きいものがあるというふうに思います。

改めて、国に対し、高い補助率ではあるけれども、さらなる財政支援が求められるのではないかと、必要ではないかというふうに思いますが、そのあたり、国に対し、ぜひ要望していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりの御回答をよろしくお願いいたします。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（吉村 廣樹君） 今の、土砂処理等、すごく大変な経費がかかるわけございまして、このたび当初約34億円と申しておりましたけれど、さらに11月24日の補正等で約39億円の災害経費がかかるということなんでございまして、それで、これに当たりまして12億2,000万円の一般財源を取り崩しております。それで、これに対して今から、まだまだ不透明な部分もあるんですけど、財源不足が非常に危惧されるところでございまして、これについてはとにかく特別交付税で、これは対応していこうと今考えているところであります。

市長にも、先般上京していただきまして、財務省ほか、陳情していただきました。それと私どものほうも関係の市町課に出向きまして、この辺の対応を、ぜひお願いするというところで要望いたしております。

非常に財源厳しい中での、さらにこういう状況でございまして、その都度、市長にまたいろんな要望を上級官庁のほうにお願いして、少しでも財源不足の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございまして。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） この点にかかわって、市長、何か御見解ございますでしょうか。

○市長（松浦 正人君） ただいま財務部長が答弁いたしましたように、私も総務省あるいは財務省、もちろん国土交通省などをはじめとして、関係省庁にたび重ねて災害に関するお願い事が上がっているわけでございます。

国の財政も大変厳しい、また、どのような形で来年度予算が組まれてくるのか注視をしているところでございまして、引き続きまして、力の限り、これらの必要なものの確保のために尽力してまいりたいと、そのように思っております。

○副議長（松村 学君） それでは、次に橋梁の点検と長寿命化修繕計画策定について。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、私のほうから橋梁の点検と長寿命化修

繕計画策定についてお答えいたします。

まず、健全度把握調査の結果と緊急対応すべき橋梁への取り組みについてでございますが、市内には719の道路橋があり、重要路線に架橋されている81橋のうち、34橋が6月末までに調査を完了いたしました。その結果、早急に補修が必要と判断されました人丸橋と佐波川右岸剣川に架橋されている大崎第二橋につきましては、来年度に応急補修を行いたいと考えております。

次に、今後の点検と長寿命化修繕計画策定に伴う財務負担についてでございますが、まず6月までに調査を完了いたしました34橋と、8月末で調査を終えました47橋につきましては、長寿命化修繕計画の策定を今年度から着手する予定としております。

また、計画策定に要する費用は、橋長が15メートル以上のものにつきましては、その計画策定について2分の1の補助することとなっております。15メートル以下の橋の計画策定につきましては、今後、県を通じまして補助適用の範囲の拡大を要望してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） 今回の橋梁の問題ですけれども、市民の安心・安全にかかわる極めて重要な問題として、これは新聞報道にもありましたように、全国的にもクローズアップされてまいりました。この橋梁の点検、それから、予防的な修繕や計画的なかけかえ、こういう取り組みは昨年の調査でも、点検の結果は予想以上に補修の必要な橋が多いということでございます。

道路橋は、専門家の方からいろいろ聞きましたところ、寿命を50年から100年というふうに見込んで設計されているようでございますけれども、全国的には国交省の調査によりますと、60年代の高度成長期以降に大量に建設されたということから、これから、いわば人間でいえば高齢期に入っていく。こういう橋が一気に増えてくることとなります。

そこでお尋ねいたしますけれども、市内では建設年時の不明な分を除いて、不明な分が古いということになるかと思うんですが、不明な分を除いて最も古い道路橋というのは、いつごろ建設されたものであるのか、そういった調査があればお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それではお答えいたします。防府市の現在管理しております719橋の橋の中で、その架設年度が判明しております一番古い橋といわれますのが、昭和8年に架設された橋梁がございます。これが大体、台帳上架設年次がわかっ

ておる、一番古いということになります。

以上です。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） これは大変古いですね。今回、4カ年計画での市道にかかる橋の点検ですけれども、それではこういった橋も含めて、それまでの点検というのはどのようなになっていたのか、そのあたりのお答えをお願いいたします。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 橋梁の点検につきましては、主要幹線にかかる橋等については、平成3年度及び平成10年度に実施してまいりました。その後の点検は、今回まで行われておりません。ただ、主要な幹線を除く橋梁につきましては、職員が通常パトロールの中で目視をしながら、その調査をしてきたということでございます。

以上です。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） いよいよ今回本格的に、点検が進められるわけですけれども、国への財政支援も要望しながら、補修すべき箇所が見つかった橋については、財政難を理由に後に回されることのないよう、計画的に実施をされるよう強く要望したいというふうに思います。

全国的にも自治体の財政が厳しくなると、社会資本の維持補修の経費削減に最もよくあらわれてくるんです。後回しに維持補修がなってしまうという、こういう傾向があります。その結果がどうなるかといいますと、御承知のように1970年代のアメリカで問題となった社会資本の荒廃です。突然、高速道路や橋梁が崩れたり、水道管が破裂するといったことが、日常的に起こったわけです。このことはよそのことではなくて、防府市の問題でもあるということ認識していかなければなりません。この昭和8年建設の橋がどういう状況にあるのか、大変不安ですけれども、きちっと点検をしながら、早め早めの予防的な補修をしていくということを、市の姿勢として、ぜひ考えていただきたい、保っていただきたい。

昨日の質問では、安全にかかわる点で、公園あるいは道路等、点検をしっかりしていくという副市長さんからの御答弁もありましたけれども、日常的な点検をし、早め早めの維持補修を行っていくということが、社会資本全体を長持ちさせていくということでございますので、ぜひよろしく願いをいたします。

橋梁の点検補修、重ねて来年度危ないところはぜひ補修していただきますように、強く要望して、この項は終わらせていただきます。

○副議長（松村 学君） 次に、医療、予防対策の充実について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、福祉医療制度の新年度への継続についてお答えいたします。

本制度は、重度心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児など、社会的弱者と言われる方々が自己負担なしで安心して医療が受けられる施策として、山口県と市町が共同で行い、これまで大きな成果を治めてまいりました。しかし、今年度、県が一部自己負担の導入を決定したことにより、防府市民にも大きな不安が広がりました。本市といたしましては、住民の皆様の切実な願いにこたえ、一部自己負担相当分を市単独事業として負担し、制度の維持に努めてきたところでございます。

しかしながら、単独事業としての負担分が今年度約半年分が4, 295万円の見込みとなっており、市財政状況の厳しい中、大きな負担となっておりますのも事実でございます。また、新年度は制度対象者の増加や新型インフルエンザの拡大など、市単独負担額の増加が予測され、今後も現在の状況を維持していくことは、他の福祉諸施策へのしわ寄せも懸念されるところでございます。

本来、県と市町の協働の精神でスタートした本制度が、今後も安定的に維持できるよう、県へ負担のあり方について強く再考を求めてまいりますとともに、市が単独で負担することにつきましては、財政状況や他市の動向を見ながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

次に、大腸がん検診の充実についてお答えいたします。

大腸がんによる死亡率は、議員御指摘のとおり、男性は県平均よりも高く、本市といたしましても憂慮すべき点であると考えているところであります。また、大腸がん検診の受診状況でございますが、市が実施している大腸がん検診は、40歳以上で検診機会のない方を対象に行っており、平成20年度の受診率は検診対象者2万3, 239人に対し、受診者数は2, 199人、受診率は9. 5%でありまして、県内13市の中で最下位という状況でございます。

本市といたしましては、検診受診率向上のため、市広報、市ホームページ、地域での回覧及び医師や保健師による講演など、さまざまな方法で啓発を行っているところではありますが、受診率向上に結びついておりません。今後、なお一層啓発に努めますとともに、医師会等関係機関と協議の上、検診期間の延長など、市民の方が受診しやすい体制づくりにも取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、肺炎球菌ワクチンへの助成についてお答えいたします。

予防接種法により、市町村長が行うこととされている定期の予防接種といたしましては、

年齢制限は設けてはおりますが、ジフテリア、百日咳、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、BCG、季節性インフルエンザがございます。なお、その他の予防接種は任意接種でありまして、肺炎球菌ワクチンはこれらの任意接種に該当いたします。

本市では、定期の予防接種を受けられる場合には、公費負担を行っておりますが、任意接種には行っておりません。肺炎球菌は高齢者の肺炎の中で最多の原因菌でありますし、ワクチン接種による効果も実施をされてはいますが、公費負担につきましては、数多くあります他の任意予防接種との関連性や財政的な事情などから、現状では困難でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

しかしながら、肺炎球菌ワクチンの必要性は理解しておりますので、国や県及び他市の動向を注視し、今後の対応を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） まず、福祉医療制度の新年度への継続についてでございますけれども、先月も市議会に防府市腎友会の方々から継続の要望も出されましたけれども、やはり重度の障害者の方、ひとり親家庭、乳幼児、それぞれ関係者にとって極めて切実な願いでございます。命と健康にかかわる事業であるだけに、後退することのないよう、これはぜひ市長さんにも強くお願いをいたしておきたいと思っております。

これは要望に変えさせていただきます。

次に、大腸がん検診の充実についてですが、県のがん対策推進計画では、平成23年度には受診率50%以上にしようという目標があるようですが、先ほど御答弁いただきましたように、防府市の平成19年度は10.5、さらに20年度は落ちてきたということで、かなり低い状況にあります。

ところがもう一方で、大腸がんの検診の、実は検診料を見てみましたけれども、防府市は県内で1番検診料が高いんです。長門市などが無料にしている、こういう状況の中で、負担が突出しているという状況でございます。この検診料をせめて県内平均並みぐらいに見直していただけないだろうかということなんですけど、私、中国地方の状況も調べてみたんですけども、防府市ぐらい高いところはわずかです。本当に高い検診料の見直しについて、どのようにお考えか、御答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かに防府市の大腸がん検診の自己負担額は40歳以上70歳未満の方では1,100円、70歳以上の方は500円でございます。他市より高くございます。なお、市民税、非課税世帯と生活保護の方は無料となっております。

でございます。この1,100円の自己負担額は、平成10年度から11年間据え置いておりますので、現状維持をお願いしたく存じます。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） こういう受診率が大変低い状況の中で、どうしていくかということなんです。検診料についても、検診しやすい環境づくりの一貫としてとらえていくということが、今、防府市には求められているような気がいたします。さらに検討をしていただくように要望いたします。

もう1点、県のがん対策推進計画では、山口県ではほかの主ながんに比べて精密検査の受診率が低い状況にあるということから、目標値を平成23年度80%というふうにしておりますけれども、この精密検査の受診率については、この点での防府市の状況、それから、それに見合った今後の取り組みについてはどうお考えになるのか、この点、御答弁、お願いいたします。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 防府市の大腸がん検診の精密検査受診率は、平成20年度は80.2%でございました。市では精密検査を受けておられない方に対しては、保健師が家庭訪問や電話などにより受診勧奨を行っております。

なお、ほかのがん検診の精密検査受診率は、平均すると92%でございますので、大腸がんにつきましても、他の検診と同様になるよう、引き続き受診勧奨に努めてまいります。

○副議長（松村 学君） 12番、山本議員。

○12番（山本 久江君） ひとつ、この大腸がん、男女とも増え続けておりますので、検診の受診率が10%を切るという状況は、防府市にとっては特別の課題であるというふうに思います。大腸がんは早期に発見して治療すれば、ほぼ治癒が可能だというふうに言われております。がん検診の質の向上、それから検診しやすい環境づくりの推進のために、思い切った対策を打ち出させていただきますように要望して、この項を終わりたいと思います。

次に、肺炎球菌ワクチンでございますけれども、この点については強く要望させていただくということで、意見を述べさせていただきます。

現在、公費助成をしている自治体が、7月10日現在ですけれども、116の市や区や町村に広がっております。先日、NHKのテレビでも、たしか小平市だったと思うんですが、公費助成しているということで御紹介がございました。平成13年に国内で初めて公費負担を始めたのが北海道の旧瀬棚町でありまして、ここでは疾病予防対策を進めた結果、医療費の削減効果が非常にあったということで、ほかの自治体に広がりまして、全国的に

知られるようになったわけです。特に今、兵庫県の小野市などは、新型インフルエンザに感染した人工透析の患者らが肺炎を併発して死亡、あるいは重症化する例が起きていることを受けて、この市では人工透析患者と呼吸器機能障害者に全額公費負担を行うようになりました。こういう取り組みもごさいます。

で、高齢者の肺炎予防対策としてワクチンの接種は、発病予防や重症化防止に非常に効果があります。そして自治体にとっていえば、医療費の抑制、高齢者の健康福祉の向上につながっていくということになりますので、ぜひ防府市でも肺炎球菌ワクチンへの助成が近い将来といたしますか、近いうちに行われますように、強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 以上で、12番、山本議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次は、13番、田中健次議員。

〔13番 田中 健次君 登壇〕

○13番（田中 健次君） それでは通告に従って、質問をいたします。

質問の第1は、地域公共交通についてであります。「防府市生活交通活性化計画」を再編し、地域公共交通活性化・再生法に基づく「地域公共交通総合連携計画」として、計画を策定し直してはどうかということについてお伺いをいたします。

11月下旬に、防府市生活交通活性化推進協議会の会議が開かれましたので、傍聴させていただきました。今年度の主な取り組みの報告と、来年度の主な取り組みの方向性が協議されました。会議では、今年初めて実施した防府市生活交通利用促進週間の取り組みや、中関、西浦方面の路線バス経路新設案などについて報告、協議され、今年3月に策定された「防府市生活交通活性化計画」に基づいて、取り組みが進められていることを感じました。

ところで、2007年（平成19年）10月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、以下、地域公共交通活性化・再生法と略しますが、この法律が施行されました。この法律は、地域の日常生活に必要な公共交通手段確保を目的とし、地域公共交通総合連携計画と地域公共交通特定事業を柱に、市町村が公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等で構成する協議会での協議を経て、地域公共交通総合連携計画を作成することができるとし、この計画で定めた事業のうち、国の認定を受けた地域公共交通特定事業については、関係法律の特例が認められ、国の予算の重点配分が受けられることとなっています。

防府市生活交通活性化計画は、市民、交通事業者、行政による懇話会で協議され、策定

されましたが、地域公共交通活性化・再生法に基づかない任意の計画であり、今後の地域公共交通整備のためには、この法律に基づく計画に適合するように、新たに協議会を設置し、現在の計画を再編し、地域公共交通総合連携計画として計画を策定し直したほうが、今後の事業を円滑に進めるためにプラスとなると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

県内では既に山口、宇部、岩国、山陽小野田、美祢の5市が、この計画を策定しております。防府市も早急に計画策定に踏み切るべきと思いますが、いかがでしょうか。

質問の第2点目は、公契約条例についてであります。

防府市も公契約条例を制定すべきではないかという点について、市の考えを伺います。千葉県野田市は、ことし9月議会で全国初めての公契約条例を成立させました。国が1949年（昭和24年）に国際労働機構（ILO）の総会で採択された公契約における労働条項に関する第94号条約を、約60年間批准しないで公契約法をつくらない中で、自治体が公契約条例を地方自治法第1条第2項の「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」という精神を生かして、労働者の労働条件を補償しようとするものであり、画期的な条例だと思いません。

1949年（昭和24年）採択のILO第94号条約は、現在59カ国が批准しています。条約の趣旨は、公的機関と民間機関の公契約は低廉な条件で落札、契約されがちであり、低賃金となる可能性が高いが、公的機関は民間機関の模範となる必要があり、公契約に適正労働事項を挿入し、公正労働条件の確保、低賃金の除去を目的とするものであります。

この条約を批准しようとせず、また公契約法もつくろうとしない国に対して、大工さんや左官さんの組合である全建総連や自治体の労働組合が自治体を動かし、国を動かそうと議会の意見書、決議を求めて運動を続けてきました。全建総連のホームページによれば、合併前も含めて40都道府県の776議会の意見書、決議がなされています。

防府市議会でも平成18年6月定例会で、河杉議員の提出により、諸外国においては公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいると述べ、公契約法の制定を推進することを国に強く要望する内容の意見書が全会一致で可決されています。

野田市の条例では、前文で、競争入札の結果、「下請けの事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下」を招いており、「国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠」と指摘をしています。

条例には受注者の責務として下請等にかかわらず、契約に定める賃金の支払いを義務づ

け、違反時の是正や契約解除等の罰則をつけています。契約の最低賃金は、野田市の高卒現業職初任給に3%の地域手当を加算したもので828円、型枠工などの専門労働者には、国土交通省と農水省の協定による設計単価の8割を保障するものであります。これらは予定価格1億円以上の土木・建築と、主に契約金額が人件費となる清掃や施設整備の運転や保守点検業務のうち、1,000万円以上のものに適用されます。

防府市も建設業の特徴である元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金が不安定な状態にあることを考え、野田市のような公契約条例の制定に踏み込むべきと考えますが、市の御見解をお伺いいたします。

質問の第3は、学校図書館についてであります。

学校教育において学校図書館に求められる役割は大きくなっていますが、防府市の学校図書館の状況は、隣接する山口市、周南市と比べて人的な整備が大幅におくれています。防府市の学校図書館を隣接する2市との差をこれ以上つけられないように、具体的に振興するプランを作成すべきではないかということについてお伺いをいたします。

学校図書館は、学校図書館法に位置づけられ、すべての学校に置かなければならないものとされ、同法の第2条で「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成をすること」を目的としています。

また、2008年3月公布の学習指導要領においても、学校図書館の利用・活用がさまざまな箇所でも強調されています。これまでは学校図書館の機能については読書センター機能及び学習・情報センター機能という2つの機能を持つものと言われてきましたが、近年は教員の授業改善や資質向上のための支援機能、教員のサポート機能、あるいは子どもたちの居場所の提供、家庭・地域における読書活動の支援についても、時代の要請として、これを受けとめていくことが必要となってきました。

文部科学省に設置された「子どもの読書サポーターズ会議」が、ことし3月に提出した「これからの学校図書館の活用の在り方等について」と題された報告では、「IV、学校図書館の活用高度化に向けた視点と推進方策」として、「読書センター機能」の更なる発展、「学習・情報センター機能」の更なる発展、「学校図書館を活用した子どもの居場所づくり」の3つが上げられています。

それぞれの項目に2つの視点を示し、今後求められる方向として、全部で6つの視点を提言しています。これまでの学校における読書活動の多様な展開、「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備という視点のほかに、学校図書館の教員サポート機能の充実、「心の居場所」となる学校図書館づくり、放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放、家庭や地域における読書活動の推進の核として、学校図書館の活用が上げられていま

す。ここに示されている6つの視点で取り組むためには、人的体制の整備が何よりも重要になってきています。

この報告では、教育委員会による条件整備、支援について、「学校図書館の人的・物的体制の整備は、上のような現状を踏まえつつ、設置者たる教育委員会において責任を持って進める必要がある。各教育委員会においては、設置する学校図書館について、次のような措置を積極的に講ずることが望まれる」とし、各学校に専門的な人材による体制を確立するために、学校司書の配置、担当職員の常勤化、非常勤職員の配置時間の充実などが書かれています。

防府市と隣接する山口市、周南市では、以前から学校図書館に人を配置して、学校図書館の整備に努めています。合併後の周南市では、2005年度から13人の学校図書館指導員が複数の学校を受け持ち、翌年度からはこれを20人に増員、さらに昨年度からは新たに学校図書館推進員2人が専任の学校司書として配置され、今年度は4名に増員されています。

防府市の現状は、人的整備については、司書教諭補助員が配置されていましたが、2003、2004年度（平成15、16年度）の2カ年だけで打ち切られました。また、文部科学省は平成19年度からの学校図書館整備5カ年計画で、地方交付税による予算措置を50%程度増やしていますが、防府市では図書資料費は増やされるどころか、平成20年度から逆に5%削減されています。防府市の学校図書館を隣接する2市との差をこれ以上つけられないように、教育委員会の担当課が協議し、学校図書館を具体的に振興する総合的なプランを策定すべきではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

質問の第4は、小学校給食の民間委託についてであります。

第1に、行政経営品質向上の考えに立ち、小学校給食の民間委託方針を撤回すべきではないかということについてであります。

11月初旬に行政経営品質向上活動におけるトップセミナーが実施をされ、午前中の講義、「行政経営品質向上運動とリーダーの役割」については、私たち議員も傍聴できる内容とのことで、傍聴させていただきました。講師の行政経営品質についての考え方は賛同できる点も多くあり、興味深いものでありました。特に、「よい会社、よい自治体、よいNPOは何か」という問題提起は、なるほどと思うものでした。講師は、「投資効率がよい」「費用対効果が高い」ことをその基準にはいけない。外部の評価を基準にすべきと述べられました。自治体でいえば市民の評価を起点にするということでもあります。

これに関しては、昨年3月議会一般質問で、私は行政改革について、低いコストで公共サービスを提供するという内部効率性だけを考慮するのではなく、住民のニーズに合っ

ていれば効率的であり、合致していなければ非効率と考える外部効率性を考慮すべきではないかと、市の考えをたどりました。市の御答弁は、コスト削減のため、行政内部からの効率性、内部効率性の視点がまず重要で取り組みを進めているが、行政改革により、住民サービスを極力低下させないことが重要であり、行政経営品質向上の取り組みは、行政の側から見た住民満足度ではなく、住民の側から見た住民満足度をいかに高めていくかというものを行政の基準とする考え方で、今まで以上にこうした視点からの取り組みが必要と感じているとの答弁内容でございました。

市民のニーズ、あるいは市民の評価という行政外部からの視点を重視する点で、私の主張した外部効率性も防府市が進められようとしている行政経営品質向上も同じ立場に立つところがあると思います。

そうした外部からの視点で見るとき、小学校給食の民間委託は、コスト的に、内部効率的にすぐれているのか否か議論のあるところですが、仮にコスト的、内部効率的にすぐれているとしても、行政の外部から見て、行政経営品質、外部効率的にすぐれているとはとても言えない状況であります。

小学校給食の民間委託については、これまで保護者や学校関係者から民間委託反対の署名が多数出されたり、保護者への説明会でも十分に納得していただいている状況ではなく、不満の声を多く聞きます。教育委員会は保護者、市民の声をしっかり受けとめ、小学校給食の民間委託方針を撤回すべきではないでしょうか。この点についての御見解をお伺いいたします。

第2に、来年度委託の募集要項を業者に甘くしているのはなぜか、2年続けて業者に甘くして大丈夫かという点についてお尋ねをいたします。

昨年6月議会で1年目の小学校給食民間委託について、その要求水準書の重点を置いた点は、第1に業務実施体制として管理栄養士を配置したこと、第2に衛生管理の水準を高くし、プロポーザルでの審査基準を厳しく設定していることと教育委員会は答弁されました。

しかし、2年目になると、管理栄養士は必ず置かなくてもよいという形に、募集要項は変更されました。また、応募した3者がすべて一次試験に相当する業者審査で切られることなく、次の入札に進み、当然ながら低い価格の業者さんと契約を結んでいるということでもあります。

現在、3年目の業者選定作業がほぼ終わる状況であります。10月に明らかにされた3年目の募集要項では、応募資格について、これまではその業者の調理業務全般で、過去3年間に食品衛生法の営業停止処分を受けていないというものでしたが、今回は学校給食

調理業務に限定しての処分歴を問うものとなっています。福祉施設や会社の食堂での処分歴は問題にしないというものであります。学校給食施設であれ、他の施設であれ、食中毒などを引き起こすことがあるのは、その業者の衛生管理体制に不備があることによるものであります。なぜ、3年目の募集要項を業者に甘くする必要があるのか、疑問であります。2年続けて募集要項を業者に甘くしているのはなぜですか、御意見をお伺いいたします。

第3に、来年度委託を予定している2校の給食施設の改修はできているのかについて伺います。

給食施設の改修の問題は、民間委託とは別に、衛生管理の観点からドライ運用に対応した施設への改修が求められています。ドライ運用ができる施設に改修してから、民間委託をするという方針で、これまで進められてきました。しかし、実際に委託された現場をビデオで見たり、直接見学をさせていただくと、回転釜がドライ運用の仕様のものでなく、議員の指摘を受けて補正予算の対応で、半年おくれでことしの春休みにドライ運用仕様の回転釜に取り換えられたりしました。

昨年12月議会で検収室が手狭であることに関して、今後委託を実施する施設について整備すべきとの意見を申し上げましたが、来年度委託を予定している2校の給食施設の改修はできているのかについてお伺いをいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 13番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。
〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず地域公共交通についての御質問にお答えいたします。

市内全域で運行され、市民の皆様の日常生活を支える大切な交通手段として重要な役割を担っている路線バスの利用者の減少は著しく、多くの路線が赤字となるなど、バス事業を取り巻く環境は、非常に厳しくなっております。このような中で、本年3月、路線バスを中心とした生活交通の活性化を図ることを目的に、計画期間を平成25年度までの5年間とする「防府市生活交通活性化計画」の策定をいたしましたところでございます。

この計画では、生活交通の今後の課題を持続可能な生活交通を構築していくこと、環境福祉などの分野からも、生活交通の活性化を考えること、一人ひとりの移動に対する意識の変化を促すこととし、これらを踏まえて、活性化の目指す方向性を、防府らしい特性、すなわち幹線的な役割を担うバス路線が、JR防府駅を中心に市域全体に放射状に走っているということを生かして、路線バスを活性化することを最優先に、まずは利用者の減少に歯どめをかけることといたしております。

そして、活性化の基本的な考え方として、基本目標を「みんなで守り、育てる地域の財産 生活交通」とし、利便性向上に向けた取り組み、利用促進に向けた取り組み、守り、育てる体制づくりに向けた取り組みを進めることといたしております。

今年度は、この計画に基づく活性化策の検討や進行管理をするため、学識経験者、交通事業者、団体関係者、公募委員からなる「防府市生活交通活性化推進協議会」を設置しまして、これまで路線バスの運行経路の改善や「生活交通利用促進週間」の取り組みなどを行ってきたところでございます。

議員御案内のとおり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通総合連携計画」は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画でありまして、策定に当たっては関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等と協議の場を持ち、その意見を反映させることが必要でございます。

また、事業の実施に際して、国の財政支援を受けるには、これらの関係者のほかに、地域公共交通の利用者や学識経験者なども含めた法定協議会を設け、この協議会で「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」を策定し、国土交通省中国運輸局の認定を受けた後に、事業に取り組むことが必要となります。

議員御提案の計画を再編することにつきましては、現在の「防府市生活交通活性化計画」を「地域公共交通総合連携計画」とすることができるのか、それとも根本的に見直す必要があるのか、また法定協議会の設置や、その後の協議をどう進めていくのか、「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の取り組み内容を具体的にどのようにするのかなど、さまざまな課題がございますので、今後、研究・検討をしていきたいと考えております。

次に、公契約条例の制定についての御質問にお答えいたします。

議員御提案のとおり、野田市におきましては公契約条例を本年9月に制定され、また全国の地方公共団体にも公契約条例の制定をするよう要請されているところでございます。平成18年7月には本市議会において、公契約法の制定に関する意見書も採択されているところでございます。

しかし、公契約条例の制定には、いまだ賛否を含め種々議論がなされているところでありまして、本市といたしましては、今後、国の法制化の動き及び県あるいは他市の動向を注視し、調査・研究してまいりたいと考えております。御理解のほどお願い申し上げます。

残余の答弁は、教育次長よりいたさせます。

○副議長（松村 学君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 最初に、まず地域公共交通についてですけれども、防府市が現在の生活交通活性化計画というのを、21年、ことしの3月につくって、その1年目で

あるわけでありませけれども、今が。それで5年間、この計画を実施するというところで、そういうときに非常にタイミングの悪い質問をしておるわけでありませけれども、私自身も議会の改選前までは総合交通体系の特別委員会、議会の委員でありませたわけですから、私自身のこういった国の動向についての不勉強を恥じるわけでありませけれども、しかしちょっとそれで気になって調べ始めたところ、先ほど壇上でも言いましたけれども、県内では既に5市がこの計画を策定しております。昨年の3月に策定したのが山口市で、その後ことしの2月から3月に他の4市が策定をしております。他の4市と申しますのは、宇部、岩国、山陽小野田、美祢の4市でありませけれども、ことしの2月から3月に策定をしております。

それで、国土交通省のホームページで見ると、このほかに今、計画事業ということで認定を受けておる市が、下関市が計画をつくるということで事業認定を受けています。事業認定を受ければ当然計画をつくるに当たって、国の補助がもらえるということでありませけれども、下関市がそういう形で、多分来年の3月までにはつくられるんだろうと思ひます。そのほかに、計画をつくるのではなくて、調査事業という形で柳井市、周防大島町、それから、周南市がその事業認定を受けております。そういう形で、この新しい法律に従ってと申しますか、その法律の中で、各市が動いているというのが県内の状況であります。

そういう中で、防府市が21年から25年、現在の計画があるからという形で、ずっといくということがいいのかどうか、この辺はよく考えなくてはひけないと思ひます。防府市の場合には、法によらない任意の計画ということになりますから、財政的な裏づけを求めるときに、この辺ができるのかどうか。

そういう意味で、ある意味では今後研究するというところで、研究してひだいて構わなひんですが、ずっと5年間、今のままでいくということでもいいのかどうか、これは考えなくてはひけないんではないかと思ひます。市の意欲が問われているとも思ひますし、また今後市が具体的な事業を進めようとするときに、財政の裏づけがなかなか難しいと、こういうふうになつては大変だと思ひますので、この辺をぜひ前向きに検討をしてひだくように、提言をしておきます。

それから、2番目ですけれども、公契約条例ですが、先ほどそういうような形で市長のほうから御答弁がありました。今後、調査・研究するということなわけ、調査・研究してひだいて結構なんです、調査・研究するだけではなくて、ぜひこれは国に対しても、防府市議会は改選前ですけれども、意見書という形で国に公契約法をつくってほしいと、意思表示を全会一致でしたわけですけれども、市長がもし調査・研究をして、内容的にやはり必要ということであれば、県の市長会を通じて、国へ要望してひだきたいと思ひま

すが、いかがでしょうか。

野田市は、2005年に千葉県の市長会を通じて、それから、関東の市長会を通じて、そして全国市長会を通じて、これが一度は国に届いていると、こういうものが。こういうことのようにすけれども、市長としては、この辺のところ、国へ要望するということについてはいかがでしょうか。御答弁をちょっとよろしくお願いします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 本市の状況につきましては、先ほど壇上から御答弁申し上げたとおりでございます。そのような状況の本市でございますので、今すぐに県の市長会を通じて、あるいは中国市長会を通じてというような働きかけをいたせるような段階ではないと、このように感じております。

○副議長（松村 学君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） もう少し前向きな御回答がいただけることを期待しておりますけれども、防府市の状況がそういうことであれば、これでこの質問を終わります。

次の質問の答弁をお願いします。

○副議長（松村 学君） 次に、学校図書館について。教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 学校図書館についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり学校図書館につきましては、平成20年3月に告示されました新学習指導要領において、その利用や活用を図り、児童・生徒の意欲的な学習活動や読書活動を充実させること、教師の利用に供すること、学校図書館が地域に開かれ、生涯学習に貢献することの必要性が明示されております。

また、文部科学省において設置された学識経験者等による「子どもの読書サポーターズ会議」から、平成21年3月に提出されました、「これからの学校図書館の活用の在り方等について」の報告書にも、学校図書館の機能や役割が3つ示されております。その1つ目が「児童生徒の読書センターや学習のための情報センターとしての機能」、2つ目が「教員のサポート機能」、3つ目がその他として「児童生徒の居場所の提供」や「家庭・地域における読書活動の支援」でございます。

学校図書館に求められているこのような機能や役割につきましては、防府市教育委員会も十分認識しており、これまでも教育総務課において学校図書館図書標準の達成に向けて可能な限り予算措置を行うとともに、学校教育課においても読書活動の推進や調べ学習等での学校図書館の積極的な利用や活用を働きかけるなどしております。

また、防府図書館においては、現在、窓口業務等の民間委託を行っておりますが、その業務の1つとして、学校図書館支援員が毎月1回、各学校を訪問し、学校図書館の整理や

蔵書の管理業務を行い、学校図書館の充実のための支援をしております。さらには、現在、学校図書館の機能の充実や利用・活用を一層推進するために、各小・中学校の学校図書館のバーコード貼付作業を進めており、防府図書館を中心とした学校図書館のネットワーク化をどのように図っていくべきかの調査・検討を教育委員会を中心に関係各課で行っているところでございます。

その中で、全小・中学校の学校図書館担当教諭からネットワーク化に関する意見や、ネットワーク構築後の学校図書館の運営上の課題や必要な支援等について聞き取りも進めております。このような取り組みを通して得られたさまざまな意見等をもとに、議員御指摘の本市の学校図書館を具体的に振興するプランの策定にかかる検討を行ってまいりたいと考えております。

学校図書館の充実は、児童・生徒の学力向上や豊かな心をはぐくむ上で、重要な役割を担っておりますので、防府市教育委員会といたしましては、今後も学校、地域、関係各課としっかり連携を図りながら、学校図書館の一層の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 振興するプランをつくることを考えていくというような御答弁だったので、そうやって前向きにやられるということであれば、それはそれで評価をするんですけども、現状が非常に寂しい、おくれておるような状況なわけです。先ほど壇上でも言いましたけれども、人の配置の話は、学校図書館支援員が月に1回行ってるというふうに言われましたけれども、学校図書館支援員という固定した人がおるのではなくて、これは今、図書館、学校図書館ではないルルサスにある図書館のほうの窓口業務を委託している業者さんが、あわせて人をそちらのほうにも派遣というのか、そういう形で行っているという形ですから、きちっと専門的にそういう支援をするというよりも、むしろ仕事を司書教諭の先生からもらって、それをこなしているという、学校図書館を支援をするといえば支援ですけれども、そういう状況だということが現状ですので、ぜひその辺を認識いただいて。

防府市は、平成15、16の2カ年で終わってしまったんですが、これは国の緊急雇用事業で人を配置したわけです。隣の山口市は、その1年前から国の、当時緊急雇用事業が3カ年ありましたので、平成14年から16年までやって、それで順次人を増やして行って、その後、国の事業を打ち切られても、単独市費事業で、これを順次増やして行っているというのが山口市の状況です。周南市は、先ほど言いましたように、これは旧新南陽市で主にこういうことを盛んにやられたようなんですが、合併後に全市的にやるという形で、

2005年に13人、先ほど言いましたように、だんだん増やしていかれて、今年度は13人が22人という形で、2校に1校かけ持ち、あるいは4人の方は専任で1つの学校に着かれるというのが、隣の周南市の状況です。

ぜひ、学校教育課、教育委員会、教育総務課、それから、図書館が今、図書館のデータベース化ということ、これは緊急の経済対策ですか、そういう形でことし始められて、あと2年目、3年目と、ぜひこれを継続していただきたいと思うんですけれども、そういう形ですと。その辺がちぐはぐにならないように、教育委員会で全般的なきちとした計画づくりをして、おくれを取り戻すと、そういう気持ちでやっていただきたいということをお求めしていきたいと思います。この辺について何かお考えがあれば、また御答弁ください。

○副議長（松村 学君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 先ほど議員も御指摘のとおり平成20年、21年の3月に今後の学校図書館のあり方というものが明確に示されまして、私どもも学校図書館の充実を図っていこうということで、20年度から今年度にかけて、まずは現状分析を行っております。それから、学校の担当職員の方の問題点、いわゆるどういうところに困っていらっしゃるか、そのあたりのアンケートも実施したところでございます。

現在、現状分析をほぼ終えまして、課題を取りまとめているところでございます。したがって、この課題をどのように解決していくかということの総合的な考えの中で、図書支援員につきましても、その位置づけ等をはっきりしてやっていきたいというふうに思っておりますので、今のところ関係課と共同して現状分析、それから、課題をしっかりと見きわめる作業をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 次に、小学校給食の民間委託について。教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 小学校給食の民間委託についての御質問にお答えします。

まず最初に、行政経営品質向上の考え方に立ち、小学校給食の民間委託方針を撤回すべきではないかとの御質問でございますが、議員御承知のとおり、本市では市民の目線から見た行政サービスの提供ができる組織を目指し、行政経営品質の向上に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、学校給食の一部業務委託の検討において、安心・安全でおいしい給食の提供を最も重視し、調理、洗浄業務に限定した委託であれば、学校給食の質の確保ができると判断して、民間委託したものでございます。調理等、一部業務委託の実施に当たっては、保護者の皆様や教職員に御理解をいただくため、業務委託について何

度も御説明するとともに、いただいた御意見につきましては、極力取り入れるよう努めてまいりました。また、調理等一部業務委託実施後におきましても、受託業者の調理業務のモニタリングや保護者、学校、受託業者、教育委員会で構成する給食協議会を行うなど、さらによりよい学校給食となるよう改善に努めております。

委託を実施している学校で検証のために実施したアンケート調査では、児童、保護者の皆様や教職員からおおむねよい評価をいただいているところであり、行政経営品質向上の趣旨にも沿ったものではないかと考えております。今後とも学校給食の調理等一部業務委託につきましては、保護者の皆様などに十分説明しながら進めてまいります。

次に、来年度委託の募集要項を業者に甘くしているのはなぜかとの質問でございますが、募集要項及び要求水準につきましては、さまざまな御意見やこれまでの検証に基づき、毎年見直し行っております。

平成22年度から調理等一部業務委託を予定している牟礼小学校及び佐波小学校につきましては、議員御指摘のように「過去3年間に食品衛生法の営業停止の処分を受けてないこと」という応募資格の要件を、これまでの「業者のすべての業務」から「学校給食調理業務」に限定いたしました。他の市町を見ますと、応募資格に食品衛生法の処分についての要件を設けてない市町もあり、条件にしている市町においても、多くが学校給食調理業務に限定されたり、県内で受けた処分に限定されているという状況でございます。

また、応募される業者の中には学校の調理施設のほかに、一般食堂など幅広い事業を展開されている場合がございますが、学校給食は他の調理施設と同様の衛生管理の基準のほかに、さらに個別の基準として「学校給食衛生管理基準」により、調理の過程や給食従事員の衛生管理などの基準が定められております。

さらに、本市の学校給食調理業務においては、例えば食材に必ず火を通す等、調理内容が一般食堂など他の調理施設とは異なるため、応募資格については、すべての業務を対象にしなくても安全性は十分確保できると判断したものでございます。

しかしながら、応募される業者には学校給食調理業務だけではなく、すべての食品衛生法の営業停止の処分の有無に関しての書類の提出を義務づけ、業者選定の際の審査項目としており、業者選定委員会において処分内容等を確認した上で、給食業務を安全に、確実に遂行できる業者かどうかを厳格に審査、選定していただいております。

最後に、来年度委託を予定している2校の給食施設の改修はできているのかとの質問でございますが、平成22年度に委託予定の牟礼小学校と佐波小学校の給食施設につきましては、牟礼小学校は平成20年度にドライ運用への改修をしております。佐波小学校は平成21年度に基本的な改修を行いました。工期などの関係上、天井部分等の改修を平成

22年度の夏休みに行い、完了する予定でございます。

今後、委託を予定している華浦小学校、小野小学校給食共同調理場のうち、給食施設の改修が必要な華浦小学校につきましては、平成21年度から22年度にかけて改修を行いますが、スペースが確保できましたので、下処理室と食材検収場所を区分することとしております。

また、ドライ運用対応の調理機器につきましても、牟礼小学校は平成20年度に、佐波小学校、華浦小学校は平成20年度、21年度に整備したところでございます。今後とも安心・安全でおいしい学校給食が提供できるよう努力してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 行政経営品質の話は最後においておきますが、アンケートなどでは随分問題がないような形で言われておりますけれども、しかし、来年実施をされる学校や市民、あるいは学校の関係者からは署名も集められて、やめてほしいというのが、今年度もまた出ております。

それと、土井議員と同じですが、委員会では付託案件しか聞けませんので、前の7月の所管事務調査でお聞きをして御回答がいただけなかったところを、また改めて聞きますが、松崎小学校でことし5月、委託後に、とりに行ったら1クラス分がなかったというんで、たまたま――あわてて、ほかのクラスの分を食缶に入れて、事なきを得たということがあったということをお聞きをしたんですが、明確にそういう事実を把握されておられなかったということで、この辺についてはどうなっておるのでしょうか。これについては、牟礼小学校での説明会で保護者の方が、そういう話を聞かれて、それを尋ねられたけれども、やはり答えることができなかつた。後日、参加されなかつた保護者もおるので、保護者にプリントで質疑内容という形で、いろいろやりとりが報告されたけれども、これについてはそういうものがあつたということも載っていなかつたということなんで、この辺についてどうなのかということをお聞きをいたします。そういうことが積み重なると、やはり行政不信を招くと思いますので、きちっと御回答をいただきたいと思います。

それから、募集要項で甘くしたというので、他の市もそういうふうになっているから、県内の学校給食施設だけだからということですが、防府市はきちつとした学校給食を民間委託でやろうという形の当初の高い志のもとに、募集要項なり、要求水準書をつくっておられるわけです。それが1年、2年と、毎年PDCAで悪くなっていくということだと、これはちょっとどうかなと思うわけです、まずそれが。その点が1つ。

それから、もう一つは、学校給食は非常に厳しい基準があると、学校給食は厳しい基準があるので、必ず火を通すとか、生野菜を出さないとか、そういうのがあるんでしょうけれども、必ず、厳しい基準だから、大丈夫なんですと片方と言われるんですけども、片方では人を雇うときには、学校での経験でなくて、どこでもいいから3年というふうになっているんです。大量調理施設であればどこでもいいと、学校でなくてもいいと。だから、片方でそこを甘くすれば、逆にそういうところを厳しくしてバランスをとらないといけないと思うんですが、そこで雇う人は責任者の人は3年とかという形であるんですけども、それは学校調理施設ではなくて、大量調理施設。先ほど言った、厳しくない基準でやっているところの経験でもオーケーだと。これはやっぱり甘くしているとしか言いようがないと思うんですが、この辺についてどうお考えなのか御答弁願います。

それから、もう一つは、華浦小学校は、これは再来年に委託予定の学校ですが、スペースがとれるので検収室と下処理室と分けてつくるというような形でお話がありました。市の選定の協議会の中で、食品管理と業務の原則のところに、検収室において食品同士の相互汚染や床面からの二次汚染に十分注意し、洗浄の容器に移しかえる。下処理室に段ボール等を持ち込まないと、こういうふうに書いてあるわけですが、検収室と下処理室が分けてあるような記述なんですけど、現実に来年度実施をする牟礼小学校では、それが分けていないということで、この給食の募集の策定の協議会のときに、そういう意見が、どうするのかというふうに聞かれたら、これは原則ですからというふうに答弁されたというふうに聞くんですけども、そういったことではちょっと本当に安心して、片方では要求水準書に業務の原則というふうに書いておいて、片方で現実の給食施設は原則に当てはまらないような施設になっていて、それが狭いだとか、いろんなことを、理由を言われるわけですけども、そういうことでは困ると思うんですが、いかがでしょうか。ちょっとこの辺について御答弁願います。

○副議長（松村 学君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） まず1点目の松崎小学校の件でございますけど、これは議員からの御指摘を伺いましてすぐ調査したんですが、別にそういうふうな、おくれているということもないということで、なかなかいつのことだったかというのがわからないというのが松崎小学校の話でございました。

よくよく何かあったかということで調べますと、5月11日ではないだろうかということでございます。時間を定めて調理をしてやっておるんですけど、1クラスだけ予定の時間より早くとりに来られたということで、それで作業中を見られて、それを誤解されたんじゃないかというふうな報告を受けております。私の受けている報告は、以上でございま

す。

募集要項の件でございますけど、おっしゃられるとおりの所管事務調査でもいろいろ御意見をいただいております。変えるべきところは変えていっております。例えば報告書の様式等につきましても変えていくし、例えばぞうきんとペーパータオルの使い方についても一つ一つ、改善するときは改善をしていっているわけでございます。

で、食中毒の件でございますが、これにつきましても、私どもはいろいろ調べさせてもらいましたら、県内の4市が今やってらっしゃるんですけど、まず食中毒そのものについて資格要件とされてないということでございます。それから、1町については、防府市と同じような状態でございます。それで調べられる限り調べたんですけど、36団体につきまして調べさせていただきました。そのうち11団体が全く食中毒は要件としていないと、それから、そのうち18件につきましては学校給食調理業務に限定をしていらっしゃるということで、約29が私どもと同じような形でございます。それから、県内、市内に限定しているのが3団体でございます。で、いわゆるすべての業務を対象としているのが4団体でございます。

そのようなことと、もう一つあくまでもこれは資格要件でございますので、先ほど申しましたように資格につきましては条件は緩和しておりますけど、あわせてすべての、過去3年間の処分があれば書類を提出してくれということを義務づけております。それをもとに審査委員会におかれまして審査をされているということでございますので、あくまでも審査はそういう情報を得て、厳正に審査されているということでございます。

それから、大量調理施設の経験、責任者の方は3年以上ということでございますけど、これも同じように募集要項の中で条件として入れているわけでございます。実際の審査委員会の中での提出書類とか、ヒアリングの中において、いろいろ、どういう方がいらっしゃるのかとか、学校給食での経験とか、どのような方がいらっしゃるのかとか、責任者の方はどのような方がいらっしゃるのかとか、そのような御質問をされております。その中で要求水準を上回るかどうかと、我々の基準を上回るかどうかの判断をされて選定されているわけでございます。

それから、施設につきましては、できるだけドライ運用ができるもの、国の望ましい形に近づけていきたいと思っておりますが、何分にもスペースがとれないところもございまして、華浦小学校につきましては、しっかり検討した結果、スペースがとれるということでございますので、一応下処理室については、ちゃんと仕切りを設けると、そういうふうな形で改造をしたわけでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 松崎小学校の話は、あんまり水かけ論をしてもしょうがないんですが、私が聞いておりますのは、そこの現場に居合わせた人から直接聞いたんですけども、ちゃんと何クラス分かあって、そのクラスの分がなかったと。それでよそのクラスの分を少しずつとって、それで1クラス分をつくったというのを聞いておりますので、その辺は事実経過がちょっと違うのではないかと、こういうふうに申しておきます。

それから、もう一つは検収室の話ですけれども、華浦小学校は広いからそうやって間に壁かなんかをやってつくるといふ形だと思うんですが、検収室というのは、今の建物の外側につくってもいいわけです。それは少し壁をつくるのと違ってお金がかかるわけですが、やはりそういうことをきちっとやって、スペースがそういう形で本当にないのかどうか、この辺についてはもうちょっと具体的にまた別の場で聞いていきたいと思っておりますので、資料等の準備を今後しっかりお願いをいたします。

それで、結局、あと行政経営品質の話になるんですけども、1つは北川元三重県知事と、この前講演された岡本正耿さんという方が書かれた行政経営改革入門という本で、これ北川元知事が書かれているわけですが、最初に三重県知事になったときの話が出されていますが、行政のあり方の計画案を各担当に出すように言ったと。それで、そのときに説明したのは、いわゆるリストラ、人減らしが前提になるのではなく、あくまでも受益者、県民のために何が必要かを考えることが大前提となる。量的なリストラを前提にするのではなくて、行政の質的転換をどう進めるかが課題だと。大体それが経営品質向上というような考え方になるんですね。それで幾つか、例えば別の淡路富男さんという方が書かれた行政経営品質とは何かという生産性出版というところが出されている本がありますが、従来の品質はみずからが決めた品質、行政サービスの品質、それから、品質を改善する、これが従来の品質のあり方だと。行政経営品質とは、みずからが決めた品質ではなくて、住民社会が決める品質だと、行政サービスの品質ではなくて、行政全体の品質だと。品質を改善するのではなくて、仕組みを継続的に改善すると。

例えば、これが行政経営品質の3つの概念という形で示されておりますが、防府市の教育委員会のこの間の対応を見ると、むしろ継続的に仕組みの中で悪くしているんじゃないかと、そんなことを1つ感じるのと、それと保護者との関係ですよね。それもやはり、もうちょっと何回か学校に入って説明をしないと、保護者の中では1度行って、何となくしり切れトンボのやりとりをやって、そのままになっている。それで12月の下旬には業者が決まってしまうわけです。

だから、そういうことを繰り返しておると、これは行政経営的にも非常にまずいんじゃない

ないかと思うんです。もうちょっと頻繁にすると。そういう意味から考えて、やっぱり民間委託というのは、非常に方針として矛盾がある、問題があるもんだという感じがいたしますけれども、先ほど言った行政経営品質的などところについて、どういうふうにか、少しだけ御答弁いただければお願いします。

○副議長（松村 学君） 時間がないので手短かに答弁をお願いします。教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） やはり市民の皆様からどういうふうに見られているのかというのを知ることが一番大事だと思ひまして、それに基づきながら改善すべきところは改善していきたいと思ひております。そのためにアンケート調査を実施するなり、給食協議会を実施して声を聞いております。あくまでも、これからも検証を続けていきたいと思ひますので、よりよい給食になるように改善に努めてまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 以上で、13番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時41分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月11日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 山 下 和 明

防府市議会 議員 中 司 実